座席ベルト取付装置、ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置に 係る自動車の認可に関する統一規格 協定規則第 14 号第 6 改訂補足第 2 改訂版

【目次】

〈規則〉

- 1. 適用範囲
- 2. 定義
- 3. 認可申請
- 4. 認可
- 5. 仕様
- 6. 試験
- 7. 座席ベルト取付装置に関する静的試験中及び試験後の検査
- 8. 車両型式認可の変更
- 9. 生産の適合性
- 10. 生産の不適合に対する罰則
- 11. 取扱説明書
- 12. 生産の中止
- 13. 認可試験を実施する技術機関及び行政官庁の名称及び所在地
- 14. 過渡規定

〈附則〉

- 附則1- 協定規則第14号に基づく座席ベルトの取付装置に係わる車両型式の 認可、認可の変更、認可の拒否、認可の取消又は生産の中止に関する通 知
- 附則 2- 認可表示の配置
- 附則3- 有効ベルト取付装置の位置
- 附則 4- 「H」ポイント及び着席位置の実トルソ角の決定手順
 - 付録 1- 三次元「H」ポイント測定装置の説明
 - 付録 2- 三次元基準システム
 - 付録3- 着席位置に関する基準データ
- 附則 5- 牽引装置
- 附則6- 取付装置ポイントの最小数と下部取付装置の位置
 - 付録1- 下部取付装置の位置-角度要件のみ
- 附則 7- 座席ベルト取付装置の静的強度試験に代わる動的試験
- 附則8- ダミーの仕様
- 附則 9- ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置

1. 適用範囲

本規則はカテゴリーM及びNの車両の前向き又は後向き座席の成人乗員用座 席ベルト取付装置に適用する。^{1/}

また、カテゴリーM1の車両に装備する ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX 年少者用補助乗車装置用 ISOFIXトップテザー取付装置にも適用する。さらに、ISOFIX 機構の取付装置を取り付けたカテゴリーN1の車両も本規則の規定に適合しなければならない。

2. 定義

本規則の目的のために、

- 2.1. 「<u>自動車の認可</u>」とは、座席ベルトの型式を決定するために必要となる、 座席ベルト用取付装置を備えた車両型式の認可をいう。
- 2.2. 「<u>車両型式</u>」とは、座席ベルトの取付装置と ISOFIX 機構の取付装置及び I SOFIX トップテザー取付装置を取り付ける自動車の構造又は座席の構造を構成する部品の寸法、線、及び材料が同一であり、また、動的試験によって取付装置の強度を試験する場合には、座席ベルト取付装置に負荷される力に係る拘束装置の構成部品の特性、特に負荷制限機能が同一の自走式の車両をいう。
- 2.3. 「<u>ベルト取付装置</u>」とは、座席ベルトの構成品を固定する車両、座席の部品、又はその他の車両構造の一部分をいう。
- 2.4. 「<u>有効なベルト取付位置</u>」とは、5.4. で定める、座席ベルトの各部分の角度を一義的に決める位置をいう。これは、座席ベルトを着用した時に当該ベルトが定められた向きと同じ向きになるようにストラップを取り付ける位置をいう。この場合にあって、ベルト取付装置へ取り付ける座席ベルトの金具の形状によっては、実際のベルト取付装置としないことができる。
- 2.4.1. 実際の座席ベルトとしないことができる例として、以下の場合を指す。
- 2.4.1.1. 座席ベルトのうち、下部ベルトの取付装置に剛体部品が組み込まれており、それが固定又は固定部分を軸に自由に回転する場合、すべての座席調節位置に対する有効なベルト取付位置は、ストラップがその剛体部品に取り付けられている位置とすることができる。
- 2.4.1.2. 車両又は座席にストラップガイドが取り付けられている場合は、ストラップがベルト着用者側のガイドを離れる位置でのガイドの中間点を有効なベルト取付位置とすることができる。(済みませんが、イメージできません)

^{1/} 統合決議 R. E. 3 附則 7、文書 TRANS/WP29/78/Rev. 1/2. Amend. 2 に定められる。

^{2.4.1.3.} ベルトの着用位置から、車両又は座席に取り付けられた巻き取り装置まで、ストラップガイドなしで移動することができる場合、有効なベルト取付位置は、ストラップを巻き取るためのリールの軸とそのリール上にあるストラップの中心線を通る面との交点としなけけばならない。

- 2.5. 「<u>フロア</u>」とは、車両の側壁と一体の車体の下部をいい、リブや型押出し、 床下に縦方向及び横方向の構造材となる補強を含むものをいう。
- 2.6. 「<u>座席</u>」とは、自動車の構造部と一体となっているもの又は構造部に取り付けられているものであって、付属品によって取り付けられた成人1名が着座できるものをいい、1名が着座できるセパレートシート及びベンチシートの一部分を指す。
- 2.6.1. 「<u>助手席</u>」とは、当該座席の「最前方 H ポイント」と、運転席の R ポイントを通る垂直横断面上又はその前方にある座席をいう。
- 2.7. 「一体型<u>座席</u>」とは、ベンチシート、又は、並んだ(連続した)分離シートであって、1人以上の成人が着席できる座席をいう。(この場合にあって、連続したシートとは、ある座席の前部の取付装置がもう1つの座席の最後部の取付装置の前部と一列並んでいるか、あるいはそれらより前にあり、かつ、ある座席の最前部の取付装置がもう1つの座席の最前方の取付装置が一列に並んでいるかそれらより後ろにある場合をいう。)
- 2.8. 「<u>ベンチシート</u>」とは、付属品により取り付けられた成人1名を超えて着 座できる一体構造の座席をいう。
- 2.9. 「<u>折りたたみ式座席</u>」とは、常用しない補助的な座席で、通常は折りたた まれている座席をいう。
- 2.10. 「<u>座席の型式</u>」とは、2.10.1.から 2.10.3 の要件において基本的に同一の座席をいう。
- 2.10.1. 形、寸法、及び座席構造物の材料
- 2.10.2. 調節機構及び全てのロック機構の型式と寸法。
- 2.10.3. 座席のベルト取付装置、座席取付装置及び車両構造に係る部品の型式 と寸法。
- 2.11. 「<u>座席取付装置</u>」とは、車両構造に係る部品を含む車両に座席を固定する装置をいう。
- 2.12. 「<u>調節機構</u>」とは、乗員の体に合った着席位置に座席及び座席の部品を 調節できる機構をいう。この機構は主に下記の調節を可能とする。
- 2.12.1. 縦方向の調節
- 2.12.2. 垂直方向の調節
- 2.12.3. 角度の調節
- 2.13. 「<u>移動機構</u>」とは、当該座席の後方空間での移動を可能にするために、 途中で固定することなく、移動させたり、回転させたりできるようにする機構 をいう。
- 2.14. 「<u>ロック機構</u>」とは、座席及びその部品をあらゆる使用位置で確実に保持する装置をいい、座席に対して座席の背もたれを固定する機構と、車両に対して座席の位置を固定する機構を指す。
- 2.15 「<u>基準区域</u>」とは、H ポイントに関して対称で 400 mm 離れた二つの垂直縦 断面間の空間で、規則第 21 号の附則 1 に定めるヘッドフォーム装置を垂直か

ら水平へと回転させることによって決定される領域をいう。この場合において、 ヘッドフォーム装置は協定規則第 21 号の附則 1 に定める位置とし、最大長 84 0mm でセットすること。

- 2.16. 「<u>胸部負荷制限機能</u>」とは、衝突時に乗員の胸部を拘束する力を制限することを目的とした座席ベルト、座席、又は車両の一部をいう。
- 2.17. 「<u>ISOFIX</u>」とは、年少者用補助乗車装置を車両の剛体部に取付ける装置 2 個とそれに対応する年少者用補助乗車装置の剛体に取付けられた装置 2 個及び年少者用補助乗車装置の上下回転を防ぐ中心位置の機構をいう。
- 2.18. 「ISOFIX 位置」とは、下記のいずれかの装置の取り付け位置をいう。
 - a) 協定規則第44号に定義する汎用 ISOFIX 前向き年少者用補助乗車装置
 - b) 協定規則第44号に定義する準汎用 ISOFIX 前向き年少者用補助乗車装置
 - c) 協定規則第44号に定義する準汎用ISOFIX後向き年少者用補助乗車装置
 - d) 協定規則第44号に定義する準汎用 ISOFIX 横向き年少者用補助乗車装置
 - e) 協定規則第44号に定義する特定車両 ISOFIX 年少者用補助乗車装置
- 2.19. 「ISOFIX 下部取付装置」とは、車両又は座席から伸びた剛性を持つ直径 6mm の円形の水平の棒で、ISOFIX 年少者用補助乗車装置を取付、固定するため のものをいう。
- 2.20. 「ISOFIX 機構の取付装置」とは、ISOFIX 年少者用補助乗車装置の回転を 防止する装置と連結して取り付けるように設計された、2 個の ISOFIX 下部取付 装置から構成される装置をいう。
- 2.21. 「ISOFIX 取付装置」とは、ISOFIX 年少者用補助乗車装置から伸びる、ISOFIX 下部取付装置に結合することのできる2個の取り付け部のうちの一つで、規則第44号の要件を満たすものをいう。
- 2.22. 「<u>ISOFIX 年少者用補助乗車装置</u>」とは、ISOFIX 機構に取り付ける年少者 用補助乗車装置で、協定規則第 44 号の要件を満たすものをいう。
- 2.23. 「静的負荷適合性試験<u>装置(SFAD)</u>」とは、当該装置を車両の ISOFIX 機構に取り付け、ISOFIX 機構の強度を検証するとともに、静的試験により車両又は座席が回転を制限できるかどうかを確認するために用いる試験装置をいい、附則 9 の図 1 及び図 2 に記載するものをいう。2.24. 「回転防止装置」
 - a) ISOFIX トップテザーからなる汎用 ISOFIX 年少者用補助乗車装置用の回転防止装置。
 - b) トップテザー、車両のバッシュボード、又は前面衝突時に拘束装置の回転を制限することを目的とする支持脚のいずれかからなる準汎用 ISOFIX 年少者用補助乗車装置の回転防止装置。
 - c) ただし、汎用及び準汎用の ISOFIX 年少者用補助乗車装置にあっては、車両の座席自体は回転防止装置には含まない。
- 2.25. 「ISOFIX トップテザー取付装置」とは、規定範囲に位置する棒状の構造で、ISOFIX トップテザーのストラップコネクターを取り付けることができるものであって、その拘束力を車両構造に伝えるように設計されているものをいう。

- 2.26. 「<u>ISOFIX トップテザーコネクター</u>」とは、ISOFIX トップテザー取付装置 に取り付けることを目的とした装置をいう。
- 2.27. 「ISOFIX トップテザーフック」とは、本規則附則9の図3に定めるように、ISOFIXトップテザー取付装置にISOFIXトップテザーストラップを取り付けるために使用するISOFIXトップテザーコネクターをいう。
- 2.28. 「ISOFIX トップテザーストラップ」とは、ISOFIX 年少者用補助乗車装置 の上部から ISOFIX トップテザー取付装置まで伸びる帯状のストラップ又はこれと同等のものであって、調節装置と張力解除装置及び ISOFIX トップテザーコネクターを備えたものをいう。
- 2.29. 「<u>誘導装置</u>」とは、ISOFIX 年少者用補助乗車装置を装着する際に、ISOF IX 取付装置を ISOFIX 下部取付装置に容易に組み合わせるてことができるよう に物理的に誘導する装置をいう。
- 2.30. 「ISOFIX 表示装置」とは、ISOFIX 年少者用補助乗車装置を取り付けるための車両側の ISOFIX 機構の位置及び各 ISOFIX 機構の取付装置毎の ISOFIX 位置を示す表示をいう。
- 2.31. 「試験用<u>年少者用補助乗車装置</u>」とは、規則第 16 号附則 17、付録 2 の 4. に定める 7 種類サイズの ISOFIX のうちの一つの装置であって、特にその寸法が 4. の図 1 から 6 に記載されている装置をいう。規則第 16 号ではこれらの試験用年少者用補助乗車装置治具(CRF)を使って、車両の ISOFIX 位置に取り付けることのできる ISOFIX 年少者用補助乗車装置の寸法と等級を確認することとする。本規則でも CRF の 1 つである、4. の図 2 に記載するいわゆる ISO/F2 (B) を使って、任意の ISOFIX 機構取付装置に取り付ける位置と、取り付けることが可能であることを確認するものとする。

3. 認可申請

- 3.1. 座席ベルト取付装置、ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置に係る車両型式認可の申請は、自動車製作者又はその正規の委任代理人が行うものとする。
- 3.2. 申請書には、3.2.1.から3.2.5.までに掲げる書類を3部添付しなければならない。
- 3.2.1. 申請に係る座席ベルト取付装置、有効なベルト取付位置、ISOFIX機構の取付装置及びISOFIXトップテザー取付装置の車両における位置関係をを記載した図面並びにベルト取付装置、ISOFIX取付装置、ISOFIXトップテザー取付装置及びベルト取付装置取付け部の詳細図面。
- 3.2.2. 申請に係る座席ベルト取付装置、ISOFIX機構の取付装置及びISOFIXトップテザー取付装置の強度に影響を与える可能性がある材料について、その仕様を記載した書面。
- 3.2.3. 申請に係る座席ベルト取付装置、ISOFIX機構の取付装置及びISOFIXトップテザー取付装置の構造及び性能を記載した書面。

- 3.2.4. 座席ベルト取付装置、ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー 取付装置が座席に直接取り付けられる場合には、3.2.4.1.及び 3.2.4.2. に掲げ る書面。
- 3.2.4.1. 座席、座席取付装置、座席調節及びロック機構の構造及び性能を記載 した書面。
- 3.2.4.2. 座席、座席取付装置、座席調節及びロック機構の詳細図面。
- 3.2.5. 自動車製作者が代替要件として動的試験を選択する場合には、取付装置の試験に使用する座席ベルト又は拘束装置が協定規則第16号に適合することを証する書面。
- 3.3. 自動車製作者は、自動車製作者の選択により、試験機関によるベルト取付装置、ISOFIX機構の取付装置及びISOFIXトップテザー取付装置に係る試験に必要となる自動車又は装置を提出しなければならない。

4. 認可

- 4.1. 本規則に基づく車両型式認可は、申請に係る自動車が本規則に規定する各要件に適合しているかどうかを判定することによって行う。
- 4.2. 認可番号は、認可された各型式毎に割り当てるものとする。認可番号の最初の2桁(現在は第6改訂版に対応して06)は、本規則に加えられた主要な技術的修正に関して、認可時点における最新の改訂版を示すものとする。締約国は、2.2.に規定する車両型式が異なる場合には、当該車両型式に対して同一の番号を割り当ててはならない。
- 4.3. 本規則に基づく車両型式の認可、認可の変更、拒否若しくは取消又は生産の中止に係る通知は、附則1の様式により、本規則を適用している協定締約国に対して行われる。
- 4.4. 本規則に基づく認可を受けた車両型式に適合する全ての自動車には、容易に視認できる位置として認可書類に記載された場所に、4.4.1.から 4.4.3.までにより構成される認可表示を付すこと。
- 4.4.1. 文字「E」及び認可を行った国の識別番号²を囲む円。
- 4.4.2. 4.4.1.で定めた円の右側に記された本規則の番号。
- 4.4.3. 附則 7 の動的試験に基づく型式認可の場合には、本規則番号の右側に記された文字「e」。
- 4.5. 本規則に基づく認可を行った国において、当該認可を受けた車両型式に適合する自動車が1又は複数の他の規則に基づいて認可された車両型式についても適合する場合には、4.4.1. に規定する記号を複数表示する必要はない。この場合において、本規則に基づく認可を付与した国において認可された他の規則に係る追加の番号及び記号は、4.4.1. に規定する記号の右側に縦列に配置するものとする。
- 4.6. 認可に係る表示は、明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消えない方 法で表示しなければならない。

- 4.7. 認可に係る表示は、自動車製作者が貼付する自動車の特性等を表示するプレートの付近又は当該プレートの中にに表示しなければならない。
- 4.8. 認可に係る表示の配置例を附則2に示す。

5. 仕様

- 5.1. 定義(附則3参照)
- 5.1.1. Hポイントとは、本規則附則 4、2.3 で規定される基準点をいい、当該附 則で定める手順に従って決定されなければならない。
- 5.1.1.1. H'ポイントとは、5.1.1 で規定した H ポイントに相当する基準点であり、通常使用される座席位置に対して定められるものをいう。
- 5.1.1.2. R ポイントとは、本規則附則 4、2.4 で規定される着席基準点をいう。
- 5.1.2. 三次元基準システムは、本規則附則 4、付録2で規定される。
- 5.1.3. L1 ポイント及び L2 ポイントとは、下部の有効ベルト取付装置をいう。
- 5.1.4. C ポイントとは、R ポイントの垂直上方 $450 \, \text{mm}$ にある点をいう。ただし、 5.1.6 で規定される距離 S が $280 \, \text{mm}$ 以上であり、かつ、自動車製作者が 5.4.3. 3 で規定される代替式 $BR = 260 \, \text{mm} + 0.8 \, \text{S}$ を選択する場合には、R ポイントの垂直上方は $500 \, \text{mm}$ にある点とする。
- 5.1.5. 角 α 1 及び α 2 とは、それぞれ水平面及び車両の中央縦断面に直角で、かつ H1 ポイントと L1 ポイント及び L2 ポイントを通る面とがなす角をいう。
- 5.1.6. Sとは、基準面 P からの有効な上部ベルト取付装置の距離をミリメートル単位で表わしたものをいう。この場合において、基準面 P は、車両の中央縦断面に平行であり、かつ、5.1.6.1.から 5.1.6.2.3.までにより規定される面をいう。
- 5.1.6.1. 着席位置が座席の形状からうまく定まる場合には、当該座席の中央面とする。
- 5.1.6.2. うまく定まる位直がない場合には、5.1.6.2.1.から.5.1.6.2.3.までにより規定される面とする。
- 5.1.6.2.1. 運転席における基準面 P は、車両の中央縦断面に平行な垂直面のうち、ステアリングホイールリムの面内におけるステアリングホイールの中心を通るものとする。この場合において、ステアリングホイールは、ステアリングホイールが調節できる場合には、中央の位置にあるものとする。
- 5.1.6.2.2. 前部外側乗客席における基準面 P は、車両の中央縦断面に対して運転者における基準面 P と対称である面とする。
- 5.1.6.2.3. 後部外側座席における基準面 P は、車両の中央縦断面と基準面 P との間の距離 A に関して以下の条件を満たすものとして、自動車製作者が指定する面とする。
 - ベンチシートが乗員2名を収容するように設計されている場合には、Aは200mm以上。
 - ベンチシートが 3 人以上の乗員を収容するように設計されている場合には、A

は300mm 以上。

- 5.2. 一般仕様
- 5.2.1. 座席ベルトの取付装置は、5.2.1.1.から 5.2.1.5.までの規定に適合するように設計され、製作され、取り付けられること。
- ?5.2.1.1. 妥当な座席ベルトの取り付けができる。前部外側位置のベルト取付装置はリトラクターとプーリーを組み込む座席ベルトに適したものとし、特にベルト取付装置の強度特性を考慮するものとする。ただし、メーカーがリトラクターを含む他の型式の座席ベルトが装備された車両を供給する場合は、この限りではない。もし、取付装置が特別な型式の座席ベルトだけに合う場合は、これらの型式を上記 4.3 で述べた書類に記載するものとする。
- 5.2.1.2. 正しく着用した場合におけるベルトのすべりの危険性を少なくする こと。
- 5.2.1.3. 車両又は座席構造における鋭利な箇所との接触によるストラップの 破損の危険性を少なくすること。
- 5.2.1.4. 通常の使用状態において、座席ベルトが取り付けられた車両が本規則の規定に適合すること。
- 5.2.1.5. 本規則における仕様に係る要件は、取付装置が乗員の乗降及び拘束の ために通常とは異なる位置をとる場合には、拘束が有効となる位置において適 用するものとする。
- 5.2.2. ISOFIX 年少者用補助乗車装置に取り付けられる ISOFIX 機構の取付装置 及び ISOFIX トップテザー取付装置は、5.2.2.1. 及び 5.2.2.2. の規定に適合するように設計され、製作され、取り付けられること。
- 5.2.2.1. 通常の使用状態において、ISOFIX 機構の取付装置及びトップテザー取付装置が取り付けられた車両が本規則の規定に適合すること。ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置が本規則の規定に適合すること。これらの取付装置は、型式認可申請の書類に記載すること。
- 5.2.2.2 ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置は、抵抗強度に関して、協定規則第44号に規定される質量グループ0、0+及び1の ISOFI X 年少者用補助乗車装置に取り付けられるよう設計されること。
- 5.2.3. ISOFIX機構の取付装置に係る設計及び配置:
- 5.2.3.1. ISOFIX 機構の取付装置は、直径 $6mm\pm0.1mm$ の水平横断用方向剛性バーであり、附則 9 図 4 に規定される、同一軸に位置する最小有効長 25mm の 2 つの区域において取り付けられるものであること。
- 5.2.3.2. 車両着席位置に取り付ける ISOFIX 機構の取付装置は、附則 4 に定めた設計 H ポイントの後方に水平にバーの中心までを測定して 120mm 以上の位置に配置すること。
- 5.2.3.3. 申請者は、車両に取り付けられる ISOFIX 機構の取付装置について、 協定規則第 16 号 (附則 17、付録 2、図 2) に記載する ISOFIX 幼児拘束具「ISO /F2」(B) を取り付けることができるかどうか検証すること。

5.2.3.4. 協定規則第16号(附則17、付録2、図2)に定める幼児拘束装具「ISO/F2」(B)の座面は、本規則附則4の付録2に規定される車両基準面に対して次の範囲内の姿勢角を有すること。

縦揺れ方向:15° ±10° 横揺れ方向:0° ±5° 偏揺れ方向:0° ±10°

- 5.2.3.5. ISOFIX 機構の取付装置は、固定式又は収納式とすること。ISOFIX 機構の取付装置に係る要件は、当該装置が収納式である場合には、展開された位置において適用するものとする。
- 5.2.3.6. ISOFIX 下部取付装置バー(展開時)及び固定式誘導装置は、当該バー 又は誘導装置の中心を通る垂直縦断面で、水平面から上方30°の角度を成す直 線に沿って当該バー又は誘導装置を見た時に、シートクッション又はシートバ ックを圧迫することなく確認できなければならない。

自動車製作者は、上記要件に代わり、5.2.3.6.1.又は 5.2.3.6.2.の表示のいずれかをバー又は誘導装置に隣接して付すことができる。

- 5.2.3.6.1. 最低限、附則 9、図 12 に示す記号で、直径 13mm 以上の円から成り、 以下の条件を満たすこと絵文字。
 - a) 円の背景と絵文字とは、対照的な色であること。
 - b) 絵文字は、システムにおける全てのバーの近くに表示すること。
- 5.2.3.6.2. 少なくとも高さ 6mm の大文字で書いた「ISOFIX」という単語。
- 5.2.4. ISOFIX トップテザー取付装置に係る設計及び配置:

自動車製作者の選択により、5.2.4.1.又は5.2.4.2.に規定するいずれかの方法 を用いることができる。

ただし、5.2.4.1. に規定する方法は、ISOFIX 位置が座席上にある場合に限られる。

- 5.2.4.1. ISOFIX トップテザー取付装置のうち、ISOFIX トップテザーコネクターとの結合部は、5.2.4.3.及び 5.2.4.4.を条件として、SAE J826 (1995 年 7月)及び附則 9 の図 5 に示すテンプレートに関して、肩部基準点から 2,000mm以内であり、かつ、当該結合部を取り付ける指定着席位置の(附則 9、図 6 から 11 に示す)影の領域内に、以下の条件に従って配置すること。
- 5.2.4.1.1. テンプレートにおける H ポイントは、横方向位置は 2 つの ISOFIX 下部取付装置の中間位置とし、それ以外は座席の最下方かつ最後方となる位置の設計 H ポイントとする。
- 5.2.4.1.2. テンプレートにおけるトルソラインは、垂直横断面に対して、シートバックが最も垂直方向となる位置にした時と同じ角度とする。
- 5.2.4.1.3. テンプレートは、テンプレートの H ポイントを含む垂直縦断面上に 配置する。
- 5.2.4.2. 5.2.4.1.の代替として、ISOFIX トップテザー取付装置は、ISOFIX 下 部取付装置が協定規則第16号(附則17、付録2、図2)に規定される器具「IS

0/F2」(B) とともに取り付けられた場合における ISOFIX 位置として附則 9 の図 11 に規定される位置に配置してもよい。

自動車製作者が指定しない場合には、座席は、最下方かつ最後方となる位置、シートバックは、通常の使用位置とする。

ISOFIX トップテザー取付装置は、側面から見た場合には、「ISO/F2」(B) の器具基準線を含む線の後方で、当該器具基準線とシートバックの最高点からショアAで50以上の堅さを有する最下点を含む直線との交点から、水平に対し上方45°の角度で後方に延びる直線の下方に、上面から見た場合には、当該交点から左右方向それぞれ45°の角度で後方に延びる2つの直線の間に、後方から見た場合には、左右方向それぞれ20°の角度で後方に延びる2つの直線の間に位置すること。

シートバックを越えて取り付けられる場合、ISOFIX トップテザーストラップの 起点から ISOFIX トップテザー取付装置までのストラップに沿った長さが 200mm を超え、かつ、2,000mm 以下であること。

- 5.2.4.3. ISOFIX トップテザー取付装置のうち、ISOFIX トップテザーコネクターとの結合部は、5.2.4.1 又は 5.2.4.2 に記載した影の領域に位置することが困難であり、かつ、車両が 5.2.4.3.1.から 5.2.4.3.3.までに規定するルーティング装置を備えている場合には、当該領域の外側に位置してもよい。
- 5.2.4.3.1. ルーティング装置により、ISOFIX テザー取付装置が影の領域内に位置している場合と同様に ISOFIX トップテザー取付装置が機能することを保証すること。
- 5.2.4.3.2. 非剛性ウェビング式ルーティング装置又は展開作動が可能なルーティング装置の場合には、トルソラインの後方 65mm 以上に位置し、固定剛性ルーティング装置の場合にはトルソラインの後方 100mm 以上に位置すること。
- 5.2.4.3.3. ルーティング装置を取り付けた状態で試験を行った場合において、 ISOFIX トップテザー取付装置に加えて、当該装置が本規則 6.6 に記す負荷に耐 え得る強度を有すること。
- 5.2.4.4. ISOFIX トップテザー取付装置は、ISOFIX トップテザーフックを取り付けるため、附則 9、図 3 に規定する間げきを有しなければならない。当該間げきは、ISOFIX トップテザー取付装置の取付け及び取外しのために用いられる。ISOFIX トップテザー取付装置がカバーの下にある場合には、当該カバーは、例えば附則 9 の図 13 に規定されるいずれかの記号又当該記号の鏡像によってカバ識別されなければならない。加えて、カバーは、工具を使わずに取り外すことができなければならない。
- 5.3. 備えるべきベルト取付装置の個数
- 5.3.1. カテゴリーM 及び N (市街地使用と立席乗客用に設計されているカテゴリーM2 及び M3 の車両を除く。) の車両は、本規則の要件に適合する座席ベルト取付装置を備えなければならない。
- 5.3.1.1. 協定規則第 16 号に基づき型式 S のベルト (リトラクター付き又は無

- し)として認可されたハーネスベルトシステムの取付装置は、協定規則第 14 号の要件にも適合しなければならない。ただし、股部ストラップを取り付けるために装備された追加の取付装置については、本規則における強度及び位置に係る要件は免除される。
- 5.3.2. 備えるべき座席ベルト取付装置の最小数は、座席の向きごとに、附則 6 に定められた数とする。
- 5.3.3. ただし、カテゴリーN1の車両の前部以外の外側着席位置については、車両の他の部分を乗客が通行できるように、車両の座席とそれに最も近い側壁との間に通路がある場合は、附則6に記号**で示したとおり、2つの下部取付装置が許可される。
 - 座席と側壁間のスペースは、すべてのドアを閉じて側壁とかかる座席の中心線を通る垂直縦面との間の距離が車両の中央縦断面に対し垂直、かつ R ポイント位置で測定されたときに 500mm 以上であれば、通路として見なされる。
- 5.3.4. 附則 6 のうち、前部中央座席位置において記号*が付されているものにおいては、備えるべき座席ベルト取付装置の最小数は、ウインドスクリーンが協定規則第21号附則1で規定された基準区域の外にある場合には2つ、当該基準区域の中にある場合には3個とする。
 - この場合において、ウインドスクリーンが協定規則第21号附則1に規定する方法における試験装置と接触がある場合には、基準区域の中にあるものとする。
- 5.3.5. 附則 6 のうち、記号+が付された座席位置においては、取り付けるべき 座席ベルト取付装置の最小数は、3 個とする。ただし、5.3.5.1.から 5.3.5.3. までの条件のいずれかに適合する場合には、2 個とすることができる。
- 5.3.5.1. 当該座席の直前に協定規則第80号、付録1、3.5 に適合する座席又は その他の車両部品があること。
- 5.3.5.2. 車両が走行している状態において、車両のどの部分も基準区域の中に 入っていなく、かつ、入る可能性もないこと。
- 5.3.5.3. 前項の基準区域の中にある装置の全てが、協定規則第80号、付録6に規定するエネルギー吸収要件に適合していること。
- 5.3.6. 座席ベルト取付装置は、折たたみ式座席、車両停止時に使用することのみを目的とする折たたみ式座席及び座席設備並びに 5.3.1 から 5.3.4 までの規定に該当しない座席については、備える必要はない。ただし、これらの座席に座席ベルト取付装置を備える場合には、当該座席ベルト取付装置は、本規則の規定に適合しなければならない。この場合において、取り付けるべき座席ベルト取付装置の最小数は、2 個とする。
- 5.3.7. 2階建て車両の2階部分においては、前部外側着席位置に対しても前部 中央着席位置に対する要件を適用するものとする。
- 5.3.8. 5.3.1. に規定する要件は、車両停止時に使用するために回転させるか、 他の方向に向けることのできる座席の場合には、通常車両が道路を走行してい るときに使用されている方向についてのみ適用するものとする。取扱説明書に

は、この趣旨に基づく注記を記載なければならない。

- 5.3.10. **/備えるべき ISOFIX 位置の最小個数
- 5.3.10.1. カテゴリーM1の車両は、少なくとも2つのISOFIX位置を備えなければならない。

ISOFIX 位置の少なくとも 2 つに、ISOFIX 機構の取付装置 1 つと ISOFIX トップテザー取付装置 1 つを両方とも装備するものとする。

各 ISOFIX 位置に取り付けることのできる、協定規則第 16 号に定める ISOFIX 器具の種類及び個数は、協定規則第 16 号に規定する。

- 5.3.10.2. 5.3.10.1.の規定にかかわらず、車両が1列の座席のみ装備する場合 には、ISOFIX 位置は要求されない。
- 5.3.10.3. 5.3.10.1.の規定にかかわらず、第2列の座席には2つの ISOFIX 位置システムの少なくとも1つを取り付けるものとする。
- 5.3.10.4. 前面エアバッグで保護する前部着席位置に ISOFIX 機構の取付装置を 取り付ける場合には、このエアバッグの作動防止装置を取り付けるものとする。
- 5.3.10.5.5. 3.10.1 にかかわらず、一体系「ビルトイン」年少者用補助乗車装置の場合には、設置する ISOFIX 位置の数は、少なくとも 2 から質量グループ 0、又は 0+、又は 1 の一体系「ビルトイン」年少者用補助乗車装置の数から少なくとも 2 を引いた数とする。
- 5.3.10.6. 5.3.10.1.の規定にかかわらず、車両構造に関する統合決議(R.E.3) */ 附則7の8.1に定めるコンバーチブル車両で複数の座席列をもつものには、少なくとも2つの ISOIFIX 下部取付装置を取り付けるものとする。当該車両に ISOFIX トップテザー取付装置が装備されている場合には、この取付装置には本規則の適当な規定に適合するものとする。
- 5.4. ベルト取付装置の位置(附則3、図1参照)
- 5.4.1. 一般要件
- 5.4.1.1. ある1つのベルト用のベルト取付装置はそのすべてを車両構造、座席構造、あるいは車両のその他の部分に配置してもよいし、それらの場所に分散して配置してもよい。
- 5.4.1.2. 試験要件が満たされれば、1 つのベルト取付装置を 2 つの隣り合った 座席ベルトの端を取り付けるのに用いることができる。
- 5.4.2. 有効な下部ベルト取付装置の位置
- 5.4.2.1. 前部座席、カテゴリーM1の車両

カテゴリーM1 の車両で角 α 1(バックル側以外)は、30° から 80° の範囲にあり、角 α 2(バックル側)は、45° から 80° の範囲にあること。両方の角度要件は、前部座席の通常使用の全位置で有効であること。角 α 1 と α 2 の少なくともひとつが通常使用位置のすべてで変化しない(例:座席に取り付けた取付装置)場合、その値は 60 ± 10 ° であること。

 20° 未満のシートバックアングル(附則 3、図 1 参照)を有し、2.12 で記述される調節装置を持つ調節可能座席の場合、角 α 1 は使用時の通常位置で 20° 以

上であれば上記に定められた最小値(30°)より小さくできる。

- 5.4.2.2. 後部座席、カテゴリーM1 の車両 カテゴリーM1 の車両で角 α 1 と α 2 は、すべての後部座席において 30° から 8 0° の範囲にあること。後部座席が調節式であれば上記角度は、通常使用の全位置で有効であること。
- 5.4.2.3. 前部座席、M1 以外のカテゴリーの車両 M1 以外のカテゴリーの自動車で角 α 1 と α 2 は、前部座席の通常使用の全位置 において 30° から 80° の間になければならない。3.5t 以下の最大車両質量を 有する車両の前部座席において、角 α 1 と α 2 の少なくともひとつが通常使用位置のすべてで変化しない(例:座席に取り付けた取付装置)場合、その値は 60 \pm 10° であること。
- 5.4.2.4. 後部座席及び特殊な前部又は後部座席、M1 以外のカテゴリーの車両 M1 以外のカテゴリーの車で、

ベンチシート、

- 20°未満のシートバックアングル(附則3、図1参照)を有し2.12で記述される調節装置を持つ調節可能(フロント及びリア)座席、及び
- 他の後部座席の場合、角 α 1 と α 2 は、使用時の通常位置で 20° から 80° の間にあってもよい。
- 3.5t 以下の最大車両質量を有する車両の前部座席において、角 α 1 と α 2 の少なくともひとつが通常使用位置のすべてで変化しない(例:座席に取り付けた取付装置)場合、その値は $60\pm10^\circ$ であること。カテゴリーM2 及び M3 の車両の前部座席以外の座席の場合には、角度 α 1 と α 2 は通常使用位置すべてについて 45 から 90° の間とする。
- 5.4.2.5. 車両の中央縦断面に対して平行で、同じ座席ベルトの2つの有効な下部ベルト取付装置 L1 を通る垂直面と L2 を通る垂直面との距離は、350mm 以上とする。カテゴリーM1 及び N1 の車両の座席の後列に中央着席位置がある場合、上記の距離は、中央後部座席を車両のいずれの他の座席とも交換することができないことを条件に、240mm 以上とする。座席の中央縦断面は、ポイント L1 と L2 の間を通るものとし、これらのポイントから少なくとも 120mm 離れていなければならないものとする。
- 5.4.3. 有効な上部ベルト取付装置の位置(附則3参照)
- 5.4.3.1. 有効な上部ベルト取付装置の位置に影響するストラップガイドあるいはそれと同じような装置が使用される場合、ストラップの縦方向の中心線が下記の3つの線分によりRポイントから順次求められるポイントJ1を通る場合の取付装置の位置を考慮する簡易な方法で、この有効な上部ベルト取付装置の位置を定めるものとする。

RZ :

Rから上方に測ったトルソラインの線分で、530mmの長さ。

ZX:取付装置の方向に Z ポイントから測った車の中央縦断面に直角な線分で 12

0mm の長さ。

- XJ1: X ポイントから前方に測った線分 RZ と ZX で定まる面に直角な線分で、60 mm の長さ。
- J2 ポイントは、該当座席に置かれたマネキンの 5.1.2 に記したトルソラインを 通る垂直縦断面に関して J1 ポイントに対称に求める。
- 2 ドア型が車で前部及び後部座席の両方に通路を備えるものでへの出入りを共通のドアを通して行うものについて、上部取付装置が「B」ポストに取り付けられている場合、そのシステムは、車両からはみ出たり乗降を妨げたりしないよう設計されていなければならない。
- 5.4.3.2. 有効な上部取付装置は座席の中央縦断面に直角で、トルソラインと 6 5°の角を成す面 FN より下側にくること。この角度は後部座席の場合、60° まで減らしてもよい。面 FN は D ポイントと、DR=315mm+1.8S となるべく、トルソラインと交わるように位置するものとする。ただし、 $S \le 200$ mm の場合、DR は 6 75mm になる。
- 5.4.3.3. 有効な上部ベルト取付装置は、座席の中央縦断面に直角に走り、BR=2 60nm+S となるように、B ポイントでトルソラインと 120° の角度で交わる面 FK の後ろにあること。 S $\geq 280\text{mm}$ の場合、メーカーはメーカーの意志で判断で BR=260mm+0. 8S を用いることができる。
- 5.4.3.4. Sの値は140mm以上とする。
- 5.4.3.5. 有効な上部ベルト取付装置は、車の中央縦断面に直角で、附則3に示したRポイントを通る垂直面の後方に位置すること。
- 5.4.3.6. 有効な上部ベルト取付装置は、5.1.4 で規定した C ポイントを通る水平面のより上にあること。
- 5.4.3.7. 上記 5.4.3.1 で規定した上部取付装置の他に、下記の条件の1つが満たされれば、別の有効な上部取付装置を備えることができる。
- 5.4.3.7.1. この追加取付装置が5.4.3.1から5.4.3.6の要件を満たしている。
- 5.4.3.7.2. この追加取付装置が工具を使わずに使用でき、5.4.3.5 及び 5.4.3.6 の要件を満たし、かつ本規則の附則 3、図 1 に示した区域を垂直方向に 80mm 上側又は下側にずらして定まる区域の 1 つに入る。
- 5.4.3.7.3. その取付装置がハーネスベルト用であり、5.4.3.6 で述べた要件を満たしており、かつリファレンスラインを通る横断面の後ろにあり、かつ下記の区域に入っている。
- 5.4.3.7.3.1. 1 つの取付装置の場合、5.4.3.1 で規定した J1 と J2 ポイントを 通る垂直面で囲まれ、その水平断面が本規則の附則 3 の図 2 で定められる 2 つ の 2 面角に共通な区域内。
- 5.4.3.7.3.2. 2 つの取付装置の場合、一方の取付装置が該当座席の 5.1.6 で規定されている面 P に関して対称に配置されているもう 1 つの取付装置のミラーイメージ位置から 50mm 以内の距離にあるならば、上記の 2 面角のうち、いずれか該当する方の 2 面角の区域内。

- 5.5. 取付装置のネジ穴の寸法
- 5.5.1. 取付装置は 7/16 in. (20UNF2B) のネジ穴を有するものとする。
- 5.5.2. メーカーが車両に座席ベルトを取り付け、その座席ベルトが該当座席に対して規定されているすべての取付装置に取り付けられる場合、それらの取付装置が本規則のその他の規定を満たしていれば、5.5.1.に述べた要件を満たす必要はない。さらに、5.5.1で述べた要件は、5.4.3.7.3で述べた要件を満たしている追加の取付装置には適用しないものとする。
- 5.5.3. 取付装置を破損することなく座席ベルトを取外すことが可能であるものとする。

6. 試験

- 6.1. 座席ベルト取付装置の試験に関する一般要件
- 6.1.1. 6.2 の規定の適用に基づき、かつメーカーの要請で、
- 6.1.1.1. 車両構造物又は完成車で試験を行うことができる。
- 6.1.1.2. 以下の条件に基づいて、1座席又は1グループの座席だけに関する取付装置に、試験を限定してもよい。
 - (i) 当該取付装置が他の座席又は他の座席群に関する取付装置と同じ構造特性 を有すること、及び
 - (ii) 当該取付装置を全面的又は部分的に当該座席又は当該座席群に取り付けた場合に、その座席又はその座席群の構造特性が他の座席又は他のグループの座席の構造特性と同じであること。
- 6.1.1.3. ウィンドウとドアは取り付けても、取り付けなくてもよい。また開閉 状態も問わない。
- 6.1.1.4. 通常車両についており、車両構造の剛性に寄与しそうな取り付け部品は付いていてもよい。
- 6.1.2. 座席はそのシステムの強度に関して最悪の条件を与えるように、認可試験を実施する責任を有する技術機関が選んだ運転又は使用上の位置に設置するものとする。座席の位置を試験レポート上に記載すること。シートバックの傾斜を調節できる場合、シートバックはメーカーが指定した通りにロックするか、あるいはそのような指定がない場合は、カテゴリーM1及びN1の車両については25°、その他のカテゴリーについては15°にできるだけ近い、有効なシートバックアングルに相当する位置にロックするものとする。
- 6.2. 座席ベルト取付装置の試験及び ISOFIX 取付装置試験のための車両の固定
- 6.2.1. 試験時に車両を固定するために用いる方法は、座席ベルト取付装置又は ISOFIX 取付装置とその取付装置区域の強度を上げたり、構造物の普通の変形量 を少なくするようなものでないこと。
- 6.2.2. 固定装置は、構造の全幅に渡る区域で影響を生じず、かつ車両あるいは構造が、試験される取付装置から 500mm 以上離れた位置に前側でブロック又は固定されており、試験される取付装置から 300mm 以上離れた位置に後ろ側で固

定されているならば、十分であるとみなすものとする。

- 6.2.3. 構造物をホイール軸とほぼ一直線上に配置された支持台上に置くか、それが不可能な場合は、サスペンションの取り付け点と一線になるように配置された支持台上に置くのがよい。
- 6.2.4. 本規則の 6.2.1 から 6.2.3 で規定する以外の固定方法を用いる場合、それが同等であるという証明を提出しなければならない。
- 6.3. 座席ベルト取付装置の一般試験要件
- 6.3.1. 同一グループの座席のすべてのベルト取付装置は、同時に試験するものとする。ただし、座席又は取付装置の非対称的荷重が故障につながる恐れがある場合には、非対称的荷重で追加試験を行ってもよい。
- 6.3.2. 車両の中央縦断面に平行、かつ水平面から上方に 10° ±5° の角度をなす平面で、着席位置に対応する方向に牽引力を加えるものとする。 1 0%の予荷重を目標荷重の±30%の公差範囲で加えるものとする。荷重は該当する目標荷重の100%まで引き上げるものとする。
- 6.3.3. できる限り速やかに全荷重を掛け、最大でも荷重を掛ける時間は 60 秒 以内とする。 ただし、メーカーは、4 秒以内に指定された荷重を掛けるよう要求することができる。
 - ベルト取付装置は、0.2 秒以上にわたって、指定された荷重に耐えなければならない。
- 6.3.4. 下記 6.4 に記述した試験で使用する牽引装置は、附則 5 に示す。附則 5 の図 1 に示す装置は、シートクッションに載せた後、可能であれば、ベルトストラップを引き出して装置の周りにしっかりとあてがいながら、装置をシートバックに向けて押し戻す。附則 5 の図 2 に示す装置は、所定の位置に載せ、ベルトストラップを装置上にあてがって、しっかりと引きつける。上記の手順中、試験装置を正しく配置するために必要な最小荷重を超える予荷重を座席ベルト取付装置に加えてはならない。 各着席位置で使用する 254mm 又は 406mm の牽引装置は、その幅が下部取付装置間の距離にできる限り近くなるものとする。牽引装置は、引っ張り試験中に荷重及び荷重分布に悪影響を及ぼすような相互干渉が生じないように配置するものとする。
- 6.3.5. 上部ベルト取付装置が備えられている座席ベルト取付装置は下記の条件で試験するものとする。
- 6.3.5.1. フロント外側座席ベルト取付装置を、6.4.1 に規定した試験で提出するものとする。この試験では、上部ベルト取付装置にプーリーあるいはストラップガイドを有するリトラクターを備えた三点ベルトの配置を再現する装置により、荷重をベルト取付装置に伝える。さらに、取付装置の個数が5.3 で規定した数より多い場合、これらの取付装置は6.4.5 で指定した試験を受けるものとし、その場合、それらの取付装置に取り付けられる予定である型式の座席ベルトの配置を再現する装置により、荷重を取付装置に伝えるものとする。
- 6.3.5.1.1. 要求されている外側の下部ベルト取付装置にリトラクターが付い

ていない場合や、リトラクターが上部ベルト取付装置に付いている場合には、6.4.3で規定する試験に下部ベルト取付装置も提出するものとする。

- 6.3.5.1.2. 上記の場合、6.4.1 及び 6.4.3 で規定されている試験は、メーカー が要求すれば 2 個の構造物について実施することができる。
- 6.3.5.2. リアの外側座席とすべての中央座席 ベルト取付装置は、リトラクターなしの三点座席ベルトの配置を再現する方法 で荷重を取付装置に伝える 6.4.2 に規定する試験と、腰ベルトの配置を再現す る装置で荷重を下部ベルト取付装置に伝える 6.4.3 に規定する試験の対象とな るものとする。これらの 2 つの試験は、メーカーが要求する場合、2 つの別の 構造物で実施することができる。
- 6.3.5.3. メーカーが座席ベルト付きの車両を提供した場合、対応するベルト取付装置は、それらの取付装置に添付されるベルト型式の配置を再現する装置により荷重をかける試験に提出されるものとする。
- 6.3.6. 上部ベルト取付装置が外側座席及び中央座席に備わっていない場合、下部ベルト取付装置は 6.4.3 で規定する試験に提出されるものとし、この場合、荷重は腰ベルトの配置を再現する装置により、これらの取付装置に伝えられる。
- 6.3.7. 滑車等の介入なしではストラップをベルト取付装置に直接取り付けられないその他の装置を受入れるように車両が設計されている場合、あるいは 5.3 で述べた取付装置を補なうベルト取付装置を要する装置を受入れるように車両が設計されている場合、座席ベルト、あるいは座席ベルトの取り付けを示すワイヤーや滑車の配置等は、そのような装置によって車両のベルト取付装置に取り付けられるものとし、ベルト取付装置は 6.4 で規定した試験に提出されるものとする。
- 6.3.8. 6.3 で規定した試験方法以外の試験方法を用いてよいが、それが同等である証拠を提出しなければならない。
- 6.4. 座席ベルト取付装置の個別試験要件
- 6.4.1. 上部ベルト取付装置にプーリーやストラップガイドを有するリトラクター付き三点ベルト構成での試験
- 6.4.1.1. 張力装置からの荷重を伝えるのに適した特別なプーリーやワイヤー 又はストラップ用ガイド、あるいはメーカーが提供したプーリー又はストラッ プガイドを上部ベルト取付装置に取り付けること。
- 6.4.1.2. 同一座席ベルトのベルト取付装置に取り付けられた張力装置(附則 5、 図 2 参照) に対して、1350daN±20daN の試験荷重を、当該座席ベルトの上部トルソストラップの配置を再現する装置により加えること。M1 及び N1 以外のカテゴリーの車両の場合、試験荷重は 675±20daN とする。例外として、M3 及び N 3 の試験荷重は 450±20daN とする。
- 6.4.1.3. 同時に、1350daN±20daNの張力を2つの下部ベルト取付装置に取り付けられた張力装置(附則5、図1参照)に加えること。M1及びN1以外のカテゴリーの車両の場合、試験荷重は675±20daNとする。例外として、M3及びN3の

試験荷重は 450±20daN とする。

- 6.4.2. 上部ベルト取付装置にリトラクターの付かない、あるいはリトラクターが付いた三点ベルト構成での試験
- 6.4.2.1. 上部ベルト取付装置と同一ベルトの反対側の下部ベルト取付装置に取り付けられている張力装置(附則 5、図 2 参照)に対して、1350daN±20daNの試験荷重を、メーカーが提供する場合は、上部ベルト取付装置に付いているリトラクターを用いて加えること。M1 及びN1 以外のカテゴリーの車両の場合、試験荷重は675±20daNとする。例外として、M3 及びN3 の試験荷重は450±20 daNとする。
- 6.4.2.2. 同時に、1350daN±20daNの張力を下部ベルト取付装置に取り付けられた張力装置(附則5、図1参照)に加えること。M1及びN1以外のカテゴリーの車両の場合、試験荷重は675±20daNとする。例外として、M3及びN3の試験荷重は450±20daNとする。
- 6.4.3. 腰ベルト構成での試験 2225daN±20daN の試験荷重を 2 つの下部ベルト取付装置に取り付けた張力装置 (附則 5、図 1 参照) に加えること。M1 及び N1 以外のカテゴリーの車両の場合、試験荷重は 1110±20daN とする。例外として、M3 及び N3 の試験荷重は 740±20daN とする。
- 6.4.4. すべてが座席構造内に配置されているベルト取付装置及び車両構造と 座席構造に分散して配置されているベルト取付装置の試験
- 6.4.4.1. 上記 6.4.1、6.4.2 及び 6.4.3 で指定した試験は、それぞれの座席及 び座席のそれぞれの座席群に対して、同時に下記に述べる力を重複して加える ものとする。
- 6.4.4.2. 上記 6.4.1、6.4.2 及び 6.4.3 に示す荷重に、座席全体の質量の 20 倍に等しい力を補充するものとする。慣性荷重は、座席に対してかけるか又は座席取付装置に対する当該座席の質量の物理的影響に対応する座席の適切な部位にかけるものとする。追加してかける荷重及び荷重配分は、メーカーが決定し、技術機関の合意を得るものとする。 カテゴリーM2 と N2 の車両の場合、この力は座席全体の質量の 10 倍に等しい力とする;カテゴリ M3 と N3 の車両については、この力は座席全体の質量の 6.6 倍に等しい力とする。
- 6.4.5. 特殊な型式のベルト構成での試験
- 6.4.5.1. 1350 ± 20 daN の試験荷重を上部トルソストラップの配置を再現する装置により、当該座席ベルトのベルト取付装置に取り付けられた張力装置(附則 5、図 2 参照)に加えるものとする。
- 6.4.5.2. 同時に、1350±20daN の張力を 2 つの下部ベルト取付装置に取り付け た張力装置(附則 5、図 3 参照)に加えること。
- 6.4.5.3. M1 及び N1 以外のカテゴリーの車両の場合、試験荷重は 675±20daN とする。例外として、M3 及び N3 の試験荷重は 450±20daN とする。
- 6.4.6. 後向き座席の場合の試験
- 6.4.6.1. 6.4.1、6.4.2、又は6.4.3に定めた力によって、取付装置ポイントを

試験する。各々の場合に、試験荷重は M3 又は N3 車両の規定荷重に相当するものとする。

- 6.4.6.2. 試験荷重は、6.3 に定めた手順に対応して、当該着席位置に関して前方に向けるものとする。
- 6.5. 附則 7 の 1 に定める座席群の場合には、自動車メーカーの任意の選択により、6.3 及び 6.4 に定めた静的試験の代わりに、附則 7 の動的試験を行うことができる。
- 6.6. 静的試験要件
- 6.6.1. ISOFIX 取付具を十分にかみ合わせて、6.6.4.3 に定める力をスタティックフォースアプリケーション装置 (SFAD) に加えて、ISOFIX 機構の取付装置の強度を試験するものとする。

ISOFIX トップテザー取付装置の場合には、6.6.4.4 に定めるとおりに追加試験を行うものとする。

同時に使用することのできる同一座席列の ISOFIX 位置は全て、同時に試験すること。

6.6.2. 試験は完全に完成した車両でも実施してもよく、又は車両構造の強度と 剛性を代表するのに十分な車両部品で実施しても良い。 窓及びドアの取り 付け有無、開閉は関知しない。

通常装備されていて、車両構造に寄与する可能性のある取付具は取り付けてもよい。

以下の条件で、1つだけの座席又は座席群に関係する ISOFIX 位置に試験を限定しても良い。

- a) 当該 ISOFIX 位置が他の座席又は座席群に関係する ISOFIX 位置と同じ構造 特性を有していること。
- b) 当該 ISOFIX 位置の全部又は一部をその座席又は座席群に取り付けた場合 に、当該座席又は座席群の構造特性が他の座席又は座席群と同じであるこ と。
- 6.6.3. 座席とヘッドレストが調整できる場合には、協定規則第16号の附則17、 付録3に定めるように自動車メーカーが規定する制限範囲内で、技術機関が定 める位置で試験するものとする。
- 6.6.4. 力、方向、及び偏位限度
- 6.6.4.1. 135N±15N の力を SFAD の下位前部クロスバーの中心に加えて、SFAD の後方伸張の前後位置を調節し、SFAD とその架台の間のゆるみ又は緊張を除去する。
- 6.6.4.2. スタティックフォースアプリケーション装置 (SFAD) に表 1 に従って 前方及び斜め方向に力を加える。

表 1 試験力の方向

前方	0°±5°	8 kN +/- 0.25 kN
----	-------	------------------

	75°±5°(まっすぐ前方の両側に、又は不利な方の側に、又は両側が対称であ	+/- 0.25 kN	
	れば一方だけに)		

メーカーが要求すれば、これらの試験はそれぞれ違う構造で実施してもよい。 初期加圧角度を水平面から上方 $10\pm5^\circ$ にして前方に力を加える。斜めの力は 0° $\pm 5^\circ$ で水平に加える。 $500N\pm25N$ の前負荷力を附則 9 の図 2 に示す規定の負荷点 X に加える。2 秒以内に力の全負荷を達成する。この力を最低 0.2 秒間維持する。

測定は全て ISO6487 に従い、CFC60Hz 又は同等の方法で行うこと。

- 6.6.4.3. ISOFIX 機構の取付装置だけの試験:
- 6.6.4.3.1. 前方方向の力の試験:8kN±0.25kNの力を加えた時のSFADの点Xにおける(前負荷後の)水平縦方向編位は125mmを限度とし、ISOFIX下部取付装置又は周辺区域の部分的破裂又は破損を含む恒久的変形は、要求される力が所定の時間接続すれば、故障にあたらないものとする。
- 6.6.4.3.2. 斜め方向の力の試験: 5kN±0.25kN の力を加えた時の SFAD の点 X における(前負荷後の)力の方向での偏位は 125mm を限度とし、ISOFIX 下部取付装置又は周辺区域の部分的破裂又は破損を含む恒久的変形は、要求される力が所定の時間持続すれば、故障にあたらないものとする。
- 6.6.4.4. ISOFIX 機構の取付装置と ISOFIX トップテザー取付装置の試験 SFAD とトップテザー取付装置の間に 50N±5N の張力前負荷をかけなければならない。8kN±0.25kN の力を加えた時の点 X における(前負荷後) 水平編位は 1 25mm を限度とし、ISOFIX 下部取付装置とトップテザー取付装置又は周辺区域の部分的破裂又は破損を含む恒久的変形は、要求される力が所定の時間持続すれば、お際になれる

1	ば、故障にあた	らない	ものとす	ける。
		表 2	偏位限度	度力の方向 SFADの点 X の最大編位
	力の方向			SFAD の点 X の最大編位
	前方			縦方向に 125mm

力の方向に 125mm

6.6.5. 追加する力

斜め

6.6.5.1. 座席慣性力

負荷が直接車両構造にかかるのではなく、車両の座席アッセンブリに伝えられる取り付け位置の場合には、車両構造に対する車両座席取付装置の強度が十分であることを確かめる試験を行うものとする。この試験では、座席アッセンブリの該当部分の質量の20倍に等しい力を、当該座席の質量が座席取付装置に及ぼす物理的影響に対応するように、座席又は座席アッセンブリの該当部分に前方方向に水平及び縦に加えるものとする。追加して加える負荷及び負荷配分の決定はメーカーが行い、技術機関の同意を得るものとする。 メーカーの要請により、上記の静的試験の間に SFAD の X 点に追加負荷をかけることもでき

る。

トップテザー取付装置と車両座席が一体になっている場合には、ISOFIX トップ テザーストラップを付けてこの試験を行うものとする。

破損が生じてはならず、表 2 に示した偏位要件を満たさなければならない。 注:車両座席ベルトシステムの取付装置のいずれかが車両座席構造と一体になっており、かつ車両座席が既に試験を受けて、成人乗客の拘束装置に関して本規則が求める取付装置負荷試験に適合していると認可されている場合には、この試験を行う必要はない。

7. 座席ベルト取付装置に関する静的試験中及び試験後の検査

- 7.1 取付装置はすべて、6.3 及び 6.4 に定めた試験に耐えることができるものとする。いずれかの取付装置又は周囲の区域の部分的破裂又は破損を含む恒常的変形は、必要な力が所定の時間保持されるならば、故障にはならない。試験中は、5.4.2.5 に定めた有効下部ベルト取付装置の最小間隔及び有効上部ベルト取付装置に関する 5.4.3.6 の要件を満足するものとする。
- 7.1.1. 総許容質量が 2.5t 以下のカテゴリーM₁の自動車の場合、上部座席ベルト取付装置が座席構造に装着されているときは、有効な上部座席ベルト取付装置は、試験中、当該座席の C ポイント及び R ポイントを通過する横断面よりも前に移動してはならない (本規則附則 3 の図 1 参照)。

上記に該当する自動車以外の場合、有効な上部座席ベルト取付装置は、試験中、10°前方に傾斜し、かつ座席のRポイントを通過する横断面よりも前に移動してはならない。

試験中、有効な上部取付装置の位置の最大移動量を実測するものとする。 有効な上部取付装置の位置の移動量が上記の限界値を超えた場合、製作者は、 乗員に危険がないことを技術機関が満足する形で証明するものとする。例えば、 協定規則第94号に従う試験手順や対応するパルスによるスレッド試験を実施 して、十分な生存空間を証明することができる。

- 7.2. 当該装置を使用する自動車は、すべての座席の乗員が自動車から脱出する ことを可能とする移動及びロック装置は、牽引力を除去した後も手で操作でき なくてはならない。
- 7.3. 試験後に、取付装置と試験中に負荷に耐えた構造に何らかの損傷があれば それを記録するものとする。
- 7.4. 減免措置によって、カテゴリーM₃の自動車及び最大質量が 3.5t を超えかつ協定規則第 80 号の要件を満たすカテゴリーM₂の自動車の一つ又はそれ以上の座席に取り付けられる上部取付装置は、5.4.3.6 への適合性に関する 7.1 の要件を満たす必要はない。

8. 車両型式認可の変更及び拡大

8.1. 認可を受けた者は、車両型式について変更があった場合には、当該車両型

式について認可を行った行政官庁に通知しなければならない。通知を受けた行政官庁は、8.1.1.又は8.1.2.に規定する処置を行うものとする。

- 8.1.1. 通知された変更が安全上著しい悪影響を与えるおそれがなく、かつ、車両が引き続き要件に適合すると判断する。
- 8.1.2. 試験の実施を担当する試験機関による追加の試験成績書を要求する。
- 8.2. 行政官庁は、変更に係る認可又は認可の拒否を行った場合は、4.3.の規 定に基づき、本規則を適用する協定締約国に通知しなければならない。
- 8.3. 認可の拡大を行う行政官庁は、当該拡大に対して通し番号を割り当てるとともに、附則1に適合する様式により、本規則を適用している協定締約国に当該拡大を通知するものとする。

9. 生産の適合性

生産の適合性に係る手続きは、本協定附属書 2 (E/ECE/324-E/ECE/TRANS/50 5/Rev. 2) に定める手順及び 9.1. から 9.3. までに規定する要件に適合しなければならない。

- 9.1. 本規則に基づく認可に係る表示が付される自動車は、座席ベルト取付装置、 又は ISOFIX 機構の取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置の特性に影響を 及ぼす詳細に関して、認可された車両型式に適合しなければならない。
- 9.2. 9.1. に基づく適合性を確認するために、認可の表示が付される十分な台数の連続生産車を対象として、抜取検査を行わなければならない。
- 9.3. 上記の検査は、一般には測定によってのみ行われるものとする。ただし、 必要な場合には、6. に規定される試験のうち認可試験を実施する技術機関が選 択したものを実施すること。

10. 生産の不適合に対する罰則

- 10.1. 本規則に基づく車両型式に関する認可は、9.1.の要件に適合しない場合 又は座席ベルト取付装置、ISOFIX機構の取付装置若しくはISOFIXトップテザ 一取付装置が9.に規定する検査に適合しない場合には、取り消されることがあ る。
- 10.2. 本規則を採用している締約国は、既に行われた認可を取り消す場合には、 附則1の様式により、本規則を採用している協定締約国に通知するものとする。

11. 取扱説明書

各国の行政官庁は、当該国において登録される自動車の製作者に対して、下 記の事項を取扱説明書にわかりやすく記載することを求めることができる。

- 11.1. 取付装置の位置
- 11.2. 取付装置が対応するベルトの型式(附則1、5.参照)

12. 生産の中止

認可を受けた者は、本規則に基づく座席ベルト取付装置の型式、又は ISOFI X 機構取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置の型式の生産を中止する場合には、型式を認可した行政官庁に対してその旨を通知しなければならない。通知を受けた行政官庁は、附則 1 の様式により、速やかに本規則を採用している協定締約国に通知するものとする。

13. 認可試験を実施する技術機関及び行政官庁の名称及び所在地

本規則を採用する協定締約国は、国連事務局に対して、認可試験を実施する技術機関、並びに、型式認可及び他国で行われた認可又は認可の変更、拒否若しくは取消に係る通知書類の送付先となる行政官庁の名称及び所在地を通知するものとする。

14. 過渡規定

- 14.1. 本規則を採用する締約国は、第6改訂版の適用日以降、第6改訂版の改訂に基づく認可を行うことを拒否してはならない。
- 14.2. 本規則を採用する締約国は、第6改訂版の適用日から起算して2年が経過した日以降においては、第6改訂版により改訂された要件に適合する場合に限り認可を行うことができる。
- 14.3. 本規則を採用する締約国は、第6改訂版の適用日から起算して7年が経過した日以降、第6改訂版に基づく認可以外の認可の受入れを拒否することができる。
- 14.4. 7.1.1.の規定による影響を受けない自動車の場合、第4改訂版による認可は、引き続き有効とする。
- 14.5. 第5改訂補足第4改訂版の影響を受けない自動車の場合、第5改訂補足 第3改訂版以前の改訂による認可は、引き続き有効とする。
- 14.6. 本規則を採用する締約国は、第5改訂補足第5改訂版の適用日以降、第5 改訂補足第5改訂版の改訂に基づく認可を拒否してはならない。
- 14.7. 第5改訂補足第5改訂版の影響を受けない自動車の場合、第5改訂補足第3改訂版以前の改訂による認可は、引き続き有効とする。
- 14.8. 本規則を採用する締約国は、カテゴリーM1の自動車について、2005年2月20日以降、第5改訂補足第5改訂版により改訂された要件に適合する場合に限り認可を行うことができる。
- 14.9. 本規則を採用する締約国は、カテゴリーM1の自動車について、2007年2月20日以降、第5改訂補足第5改訂版に基づく認可以外の認可の受入れを拒否することができる。
- 14.10. 本規則を採用する締約国は、カテゴリーNの自動車について、2006年7月16日以降、第5改訂補足第5改訂版により改訂された要件に適合する場合に限り認可を行うことができる。
- 14.11. 本規則を採用する締約国は、カテゴリーNの自動車について、2008年7

月16日以降、第5改訂補足第5改訂版に基づく認可以外の認可の受入れを拒否することができる。

附則 1 通知

(最大 A4 判	$(210 \times 297 \text{mm}))$
	発行:行政官庁名
E 1)	
協定規則第14号に基づく座席ベルト取付装置で 一取付装置に係わる車両型式の 認可 認可の変更 認可の拒否 認可の取消し 生産の中止	Zは、ISOFIX機構の取付装置及びISOFIXトップテザ
について ^{2/} 認可番号 1. 自動車の商号又は商標	変更番号
 車両型式	

^{2/} 該当しない項を抹消する。

				取付装	置の位置*/
				車両構造	座席構造
		下部取付装置	外側		
	右側席		内側		
		上部取付装置			
		下部取付装置	右側		
前席	中間席	一一时以门衣匣	左側		
		上部取付装置			
		下部取付装置	外側		
	左側席		内側		
		上部取付装置			
		下部取付装置	外側		
	右側席		内側		
		上部取付装置			
		下部取付装置	右側		
後席	中間席	一一时以门衣匣	左側		
		上部取付装置			
	左側席	下部取付装置	外側		
		1 时机门交恒	内側		
	_	上部取付装置			

/		下記の文字を記入する
不/	T 100 (1) 107 (T) 17	K = 1 (1) TT '= ' K = 1 1 TT 6

「A」: 三点ベルト

「B」: 腰ベルト

「S」: 特殊な型式のベルト、この場合、「備考」の下にその型式を記入すること。

「Ar」、「Br」又は「Sr」: リトラクター付ベルト

「Ae」、「Be」又は「Se」: エネルギー吸収装置付ベルト

「Are」、「Bre」又は「Sre」:少なくとも1つの取付装置にリトラクターとエネルギー吸収装置を備えたベルト。

備考		 	 	
6.	3/座席の説明.	 	 	

7.	3/	座席又は部品の調節機構、移動機構及びロック機構についての説明
8.	3/	座席取付装置の説明
9.	,	座席構造に付いている取付装置又はエネルギー分散装置付きの取付装置の
ţ	易	合に必要な特殊な型式の座席ベルトの説明
10.		認可試験車両の提供日:
11.		認可試験を実施した技術機関
12.		技術機関が発行した試験成績書の日付
13.		技術機関が発行した試験成績書の番号
14.		認可/認可の変更/認可の拒否/認可の取消し ^{2/}
15.		自動車に表示する認可表示の位置:
16.		場所
17.		日付
18.		署名
19.		認可を付与する認可当局に下記の書類を添付した本通知を提出し、要求が
d	あ;	ればいつでも手に入れられる。
-	_	ベルト取付装置、ISOFIX 機構の取付装置、トップテザー取付装置(装備
	,	する場合)、及び車両構造の図面、略図、設計図。
-	_	ベルト取付装置、ISOFIX 機構の取付装置、トップテザー取付装置(装備
	,	する場合)、及び車両構造の写真。
-	_	座席、自動車の座席取付装置、座席及びその部品の調節機構、移動機構

ク機構の写真。3/

及びロック機構の図面。3/

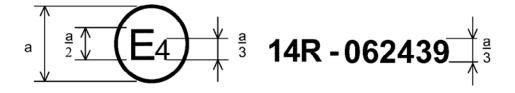
- 座席、座席取付装置、座席及びその部品の調節機構、移動機構、及びロッ

______ 2/ 該当しないものを抹消する。

^{3/} 取付装置が座席に取付けられている場合や、座席がベルトストラップを支えている場合のみ記入。

附則 2 認可表示の配置 モデル A

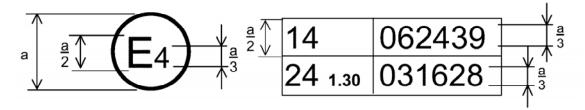
(本規則の4.4参照)



a=最小 8mm

自動車に表示する上記の認可表示は、当該車両型式が座席ベルト取付装置に関して、規則第14号に基づき、番号062439によりオランダ(E4)で認可されたことを示す。認可番号の最初の2桁は、認可がおこなわれた時点で協定協定規則第14号が第6改訂版を既に盛り込んでいることを示す。

モデルB (本規則の 4.5 参照)



a=最小 8mm

自動車に表示する上記の表示は、当該車両型式がオランダ(E4)において、協定規則第 14 号及び第 24 号に基づいて認可されたことを示す。* (後者の規則の場合には、補正吸収係数は 1.30m^{-1} である)。認可番号は、これらの認可を付与した時点で、協定規則第 14 号が第 6 改訂版を盛り込んでおり、協定規則第 24 号が第 3 改訂版を盛り込んでいることを示す。

^{*/ 2}番目の番号は例として挙げただけである。

附則3 有効ベルト取付装置の位置

図1 有効ベルト取付装置の位置の範囲 (図は上部取付装置が車体のサイドパネルに固定されている1例を示す。)

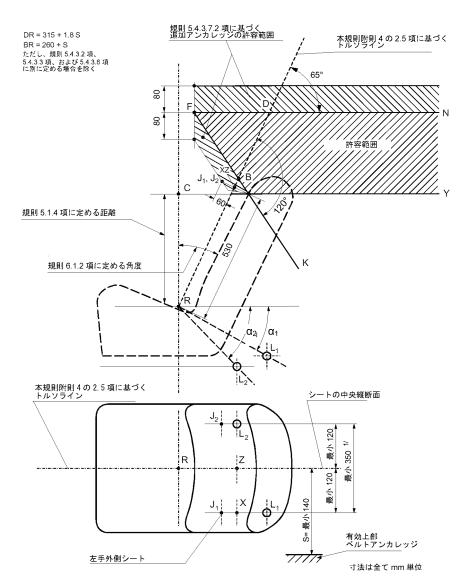
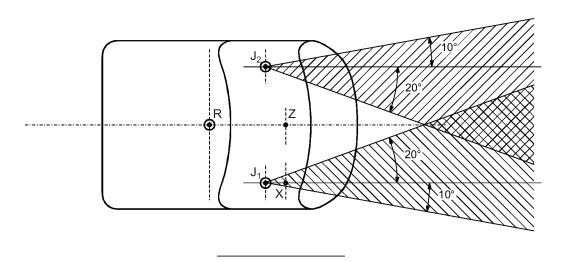


図 2 5.4.3.7.3 に適合する有効な上部取付装置



附則4

自動車の着席位置に対する「H」ポイント及び実トルソ角の決定手順

1. 目的

本附則で説明する手順は、1 つ又は数個の自動車の着席位置に対する「H」ポイントの位置及び実トルソ角を決定し、自動車製作者から提示される設計仕様書と測定データの関係を検証するために使用される $^{1/}$ 。

2. 定義

本附則の目的に対し、

- 2.1 「基準データ」とは、着席位置の下記の特性の1つ又はいくつかをいう。
- 2.1.1. 「H」ポイントと「R」ポイント及びその関係
- 2.1.2. 実トルソ角と設計トルソ角及びその関係
- 2.2. 「<u>三次元「H」ポイント測定装置</u>」(3-DH 測定装置)とは、「H」ポイント及び実トルソ角を決定するために使用する装置であって、本附則の付録1で説明されるものをいう。
- 2.3. 「「H」ポイント」とは、トルソのピボット中心と下記の4に従った自動車の座席に取り付けられた3-DH測定装置の大腿部をいう。「H」ポイントは、3-DH測定装置のそれぞれの側の「H」ポイントサイトボタンの間にある装置の中心線の中央に位置する。「H」ポイントは理論的には「R」ポイントに対応する(公差については下記3.2.2.を参照)。「H」ポイントは、一旦4で説明する手順によって決定されると、シートクッション構造に関しては固定と考えられ、座席が調節されると移動する。
- 2.4. 「「R」ポイント」又は「<u>着席基準点</u>」とは、各着席位置に対して自動車製作者が定める設計ポイントをいい、三次元基準システムに関して設定される。
- 2.5. 「<u>トルソライン</u>」とは、最後部位置にプローブを有する 3-DH 測定装置の プローブの中心線をいう。
- 2.6. 「<u>実トルソ角</u>」とは、3-DH 測定装置のバック角四分円を使用して、「H」ポイントを通る垂直線とトルソラインの間で測定した角度をいう。実トルソ角は、理論的には設計トルソ角に対応する(公差については下記 3.2.2. を参照)。
- 2.7. 「<u>設計トルソ角</u>」とは、「R」ポイントを通る垂直線と自動車製作者が設定 するシートバックの設計位置に対応する位置でのトルソラインの間で測定し た角度をいう。

[「]H」ポイントが「三次元「H」ポイント測定装置」又は手順で決定できないような前席以外の座席位置においては、行政官庁の自由裁量において、製作者によって指示された「R」ポイントを基準とすることができる。

^{2.8. 「&}lt;u>着席者の中心面</u>」(C/L0) とは、各指定位置に設置された 3-DH 測定装置 の中央面をいい、「Y」軸上の「H」ポイントの座標によって表わされる。1 人か

け座席の場合、座席の中心面は着席者の中心面と一致する。その他の座席の場合には、着席者の中心面は製作者によって指定される。

- 2.9. 「<u>三次元基準システム</u>」とは、本附則の付録 2 で説明されるシステムをいう。
- 2.10. 「<u>基準点マーク</u>」とは、製作者によって定められる車体上の物理的ポイントをいう(孔、面、表示又は刻み目)。
- 2.11. 「<u>車両測定姿勢</u>」とは、三次元基準システムにおける基準点表示の座標 によって定義される車両の位置をいう。

3. 要件

3.1. データ提示

本規則の規定に従って表示するために、基準データが必要となる各着席位置 については、下記のすべてのデータ又は適宜選択されたデータを、本附則の付 録3に示す様式で提示しなければならない。

- 3.1.1. 三次元基準システムに関する「R」ポイントの座標
- 3.1.2. 設計トルソ角
- 3.1.3. 下記 4.3 で設定される測定位置に対し、座席を調節するために必要となるすべての指示(調節が可能な場合)
- 3.2. 測定データと設計仕様書との関係
- 3.2.1. 「H」ポイントの座標及び下記 4 で定められる手順によって得られる実トルソ角の値は、それぞれ自動車製作者によって示される「R」ポイントの座標及び設計トルソ角値の座標と比較しなければならない。
- 3.2.2. 「H」ポイントがその座標によって定義されるように、水平及び垂直側に 50mm の長さを持つ四角形内で、その対角線が「R」ポイントで交差する場合、及び実トルソ角が設計トルソ角の 5 度以内にある場合には、「R」ポイントと「H」ポイントの相対位置関係及び設計トルソ角と実トルソ角との関係は、対象となる着席位置に対して十分考慮されなければならない。
- 3.2.3. これらの条件が満たされる場合、「R」ポイント及び設計トルソ角は、本規則の規定に従って表示されなければならない。
- 3.2.4. 「H」ポイント又は実トルソ角が上記 3.2.2.の要件を満たしていない場合は、「H」ポイント及び実トルソ角はさらに 2回(合計 3回)運転を実施して、決定されなければならない。これら 3回の内の 2回の結果が要件を満たしているときは、3.2.3.の条件を適用しなければならない。
- 3.2.5. 上記3.2.4.で説明される3回の運転の内の少なくとも2回の結果が上記3.2.2.の要件を満たさない場合、あるいは、自動車製作者が「R」ポイントの位置に関する情報又は設計トルソ角に関する情報を提供しなかったために検証を実施することができない場合には、3回の測定点の図心又は3つの測定角の平均は、「R」ポイント又は設計トルソ角が本規則の中で言及されるすべての場合に使用され、あるいは適用できるものと見なされなければならない。

4. 「H」ポイント及び実トルソ角の決定手順

- 4.1. 車両は、座席材料が確実に室温に到達できるように、製作者の自由裁量において決定される 20±10℃の温度であらかじめ調節されなければならない。もしチェックされる座席に一度も座っていない場合には、クッション又は背もたれが柔らかくなるように、70 から 80kg の人間又は装置を 1 分間に 2 回、座席に置かなければならない。製作者の要求があれば、すべての座席一式は、3-DH測定装置を取り付ける前に、30 分間以上は負荷をかけない状態に維持しておかなければならない。
- 4.2. 車両は、上記 2.11 に定める測定姿勢でなければならない。
- 4.3. 座席を調節できる場合は、通常の運転位置又は搭乗位置以外の目的に使用される座席の表示は別として、自動車製作者の指示に従って座席の縦方向の調節のみを考慮して、まず通常の最後尾の運転位置又は搭乗位置に調節を行なわなければならない。ついで、座席の調節の他のモード(垂直、角度、シートバックなど)がある場合は、自動車製作者によって指定される位置に調節される。サスペンションシートに対しては、垂直位置は製作者が指定する通常の運転位置に対応して強固に固定しなければならない。
- 4.4. 3-DH 測定装置と接触する着席位置部分は、18.9 繊維/cm²及び 0.228kg/m² の平織綿布又はそれと同等の性質を有するニットもしくは不織布として記述される十分なサイズのモスリン綿布で覆われなければならない。もし試験が自動車の外部の座席で実施される場合には、座席を置くフロアは、座席が使用される車両内のフロアと同じ基本性質 2/を有していなければならない。
- 4.5. 乗員の中心面(C/L0)が 3-DH 測定装置の中心面に合致するように、3-DH 測定装置の座席一式とバックアッセンブリを設置する。製作者の要求があれば、3-DH 測定装置は C/L0 に関して車体内に移動することができる。また 3-DH 測定装置が車両から非常に離れた位置に設置される場合には、シートエッジのために 3-DH 測定装置の水平出しは実施できない。
- 4.6. 足部アッセンブリ及び下脚部アッセンブリは、個々にあるいは T バーと下脚部アッセンブリを使用して座席一式に取り付けられる。「H」ポイントサイトボタンまでの線は、地面と平行で座席の縦中央面に垂直でなければならない。
- 4.7. 3-DH 測定装置の足及び脚位置を下記のように調節する。
- 4.7.1. 指定された着席位置:運転者及び前席外側乗客

4.7.1.1. 足部アッセンブリ及び脚部アッセンブリは、いずれも必要があれば運転ペダルとの間で足がフロア上の自然な位置にくるように、前方に移動させなければならない。可能な場合には、左足から 3-DH 測定装置の中心面の左側までの距離が、右足と測定装置の右側までの距離とほぼ同じ距離になるように、

^{2/} 傾斜角、座席取り付け高さの差、表面織物など

左足の位置を設定しなければならない。3-DH 測定装置の横方向の位置を検証するためのアルコール水準器は、必要があれば、シートパンを再調節することにより、あるいは脚部アッセンブリ及び足部アッセンブリを後方に調節することにより水平に維持される。「H」ポイントサイトボタンを通る線は、座席の縦中央面に垂直に保持されなければならない。

- 4.7.1.2. もし左脚が右脚と平行にならず、左足が構造物によって支えられない場合には、左足を支持できるまで移動させる。サイトボタンのアライメントは、保持されなければならない。
- 4.7.2. 指定着席位置: 車外後部

後部座席又は補助座席の場合、脚は製作者によって指定される位置に配置される。もし、足が異なった高さのフロア部分に置かれる場合には、前座席と最初に接触する足を基準とし、もう一方の足は装置の座席の横方向の位置を与えるアルコール水準器が水平を示すように配置しなければならない。

4.7.3. その他の指定された着席位置:

上記の4.7.1.に示す一般手順は、自動車製作者の指定する位置に足を置かなければならない場合を除き、それに従わなければならない。

- 4.8. 下脚部及び大腿部ウェイトを加え、3-DH 測定装置の水平出しを行う。
- 4.9. バックパンをフォーワードストップに向けて前方に傾斜させ、T バーを使用して 3-DH 測定装置をシートバックから離す。座席の上の 3-DH 測定装置の再位置決めは下記の方法のいずれかによって行なう。
- 4.9.1. もし、3-DH 測定装置が後方にスライドする傾向がある場合は、下記の手順を使用する。T バー上の前方水平抑制負荷がもはや不要となるまで、すなわち、シートパンがシートバックに接触するまで、3-DH 測定装置を後方にスライドさせる。必要があれば、下脚部の再位置決めを行なう。
- 4.9.2. 3-DH 測定装置が後方にスライドする傾向がない場合には、下記の手順を使用する。T バーに水平後方負荷を加えることにより、シートパンがシートバックに接触するまで 3-DH 測定装置を後方にスライドさせる (本附則の付録 1の図 2を参照)。
- 4.10. ヒップ角四分円と T バーハウジングの交点で、3-DH 測定装置のバックアッセンブリとパンアッセンブリに 100±10N の負荷を加える。負荷を加える方向は、上記の交点が大腿部バーハウジングのすぐ上の点の上部を交差して通過する線に沿うように保持しなければならない(本附則の付録1の図2を参照)。次いで、注意しながらバックパンをシートバックに戻す。これより以降の手順では、3-DH 測定装置が前方にスライドしないように常に注意しなければならない。
- 4.11. 左右の臀部ウェイトを置き、ついで、8個のトルソウエイトを交互に設置する。3-DH 測定装置を水平に保持する。
- 4.12. バックパンを前方に傾斜させ、シートバックの張力を開放する。3回の全サイクルの間、左右に10°(垂直中心面のそれぞれの側に5°ずつ)の範囲で

3-DH 測定装置をロックし、3-DH 測定装置と座席間に蓄積した摩擦力を開放する。ロック操作中、3-DH 測定装置の T バーは、水平及び垂直アライメントからずれる傾向があってもよい。従って、T バーは、ロック運動中、適切な横負荷を加えることによって拘束しなければならない。T バーを保持し、3-DH 測定装置をロックするときには、好ましくない外部負荷が垂直又は前後方向に加わっていないことを保証するために、注意を払わなければならない。

3-DH 測定装置の足は、このステップ中拘束されることはなく、また保持されることもない。もし足の位置を変える場合には、その時の姿勢を維持できるようにしなければならない。

バックパンをシートバックに慎重に戻し、2 つのアルコール水準器でゼロ位置をチェックする。3-DH 測定装置のロック操作中、足が少しでも動いた場合には、下記によって再位置決めを行なわなければならない。

足の動きがなくなるまで、フロアからそれぞれの足を必要最小限だけ交互に 持ち上げる。この持ち上げの間、足は自由に回転できるようにし、前方又は横 方向の負荷が加わらないようにする。各足を下部位置に戻したとき、かかとは 専用の構造物に接触しているものとする。

横アルコール水準器でゼロ位置をチェックする。必要があれば、バックパンの頂部に横負荷を加え、座席上の3-DH測定装置のシートパンを水平にする。

- 4.13. 3-DH 測定装置がシートクッション上を前方にスライドしないように T バーを保持し、以下の手順に進む。
 - (a) バックパンをシートバックに戻す。
 - (b) 負荷を取り除いてもヒップ角四分円が安定した位置を示すまで、トルソウエイトのほぼ中心高さのバックアングルバーに、25Nを超えない水平後方負荷を交互に加えたり取り除いたりする。外部下方又は横方向負荷が3-DH 測定装置に加わっていないことを保証するために注意が必要である。3-DH 測定装置の水平調節がこの他にも必要な場合には、バックパンを前方に回転し、再水平出しを行なうとともに 4.12 の手順を繰り返す。
- 4.14. すべての測定を行なう。
- 4.14.1. 「H」ポイントの座標は、三次元基準システムに関して測定される。
- 4.14.2. 実トルソ角は、完全に後尾位置にあるプローブのある 3-DH 測定装置のバック角四分円部で読み取られる。
- 4.15. 3-DH 測定装置の再取り付けが必要なときには、再取り付け前の少なくとも 30 分間は、座席アッセンブリに負荷のかかっていない状態にしておかなければならない。3-DH 測定装置には、試験の実施に必要な時間より長く、座席アッセンブリに負荷をかけたままにしてはならない。
- 4.16. 同じ列の座席を同様のものとみなす(ベンチシート、一人掛け座席など)場合には、各列の座席に対し、1つの「H」ポイントと1つの「実トルソ角」だけを決定しなければならない。本附則の付録1に記述される3-DH測定装置は、列の代表と考えられる場所に置かれる。この場所は下記の通りとする。

- 4.16.1. 前列の場合は運転者の座席
- 4.16.2. 後列の場合は外側座席

附則 4-付録 1 三次元「H」ポイント測定装置の説明 *[/]

(3-DH 測定装置)

1. バック及びシートパン

バック及びシートパンは、補強プラスチックと金属で構成され、人間のトルソ及び大腿部を模擬し、「H」ポイントで機械的にヒンジ結合されている。四分円は「H」ポイントでヒンジ結合されているプローブに固定され、実トルソ角を測定する。シートパンに取り付けられた調節可能な大腿部バーは、大腿部の中心面を設定し、ヒップ角四分円に対する基準線となる。

2. ボディ及び脚部要素

下脚部セグメントは、ひざを接合する T バー部でシートパンアッセンブリに接続され、調節可能な大腿部バーの横方向の延長となっている。四分円は、ひざ角を測定するために下部脚セグメントに組込まれる。足角度を測定するため、靴・足部アッセンブリに目盛りがついている。2 台のアルコール水準器により装置の方向を定める。ボディ要素ウエイトは重心に相当する位置に設置され、体重 76kg の男性と等価な座席貫通部を定める。3-DH 測定装置のすべてのジョイントは、著しい摩擦を受けることなく自由に回転できることをチェックしなければならない。

^{*/ 3-}DH 測定装置の構造の詳細が必要な場合には、自動車技術者協会 (SAE)、400 Commonwealth Drive, Warrendale, Pennsylvania 15096, U.S.A. に問い合わせられたい。測定装置は ISO 規格 6549:1980 に定めたものに相当する。

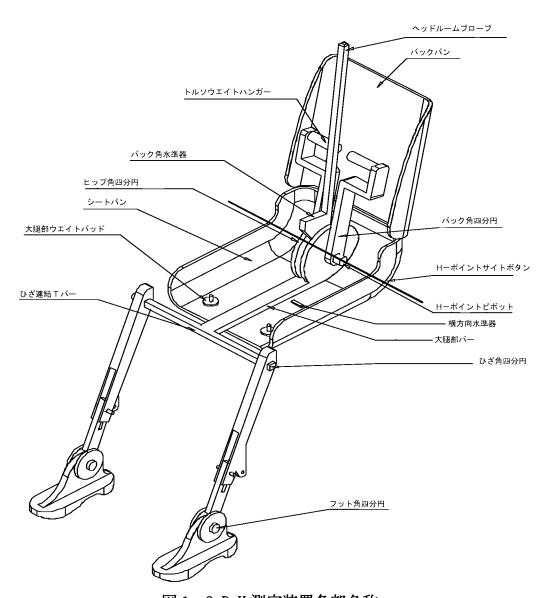


図1 3-D H 測定装置各部名称

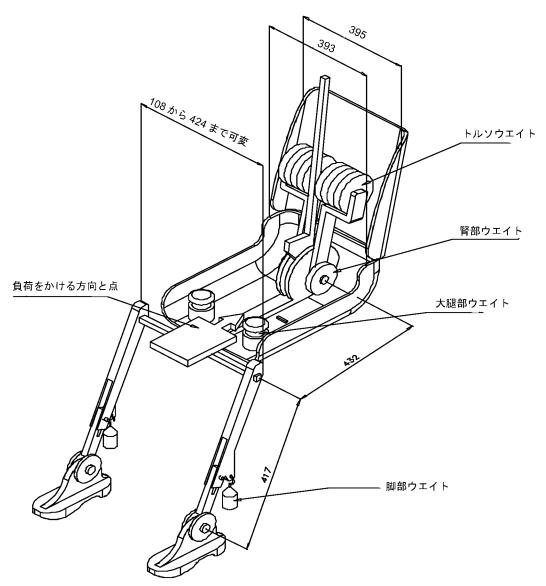
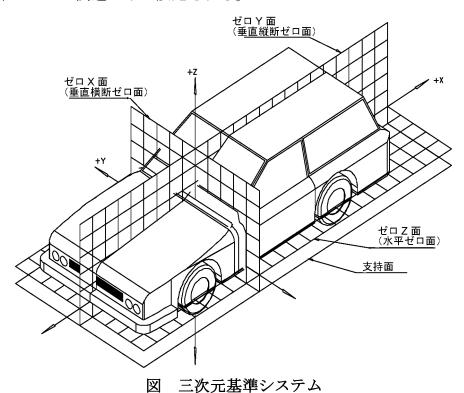


図2 3-D H 測定装置の寸法と負荷分布

附則 4-付録 2

三次元基準システム

- 1. 三次元基準システムは、車両メーカーによって設定される 3 つの直交面によって定義される(図を参照)。*/
- 2. 車両測定姿勢は、基準マークの座標がメーカーが示す値に対応するように、 支持面上に車両を位置決めすることによって得られる。
- **3.** 「R」ポイント及び「H」ポイントの座標は、車両メーカーによって定義される基準マークと関連づけて設定される。



^{*/} この基準システムは、ISO 規格 4130:1978 に相当する。

附則 4-付録3

着席位置に関する基準データ

1	其淮	データ	σ	一ド 4	11
	. 200		<i>'' </i>	7	

基準データは、各着席位置に対して連続してリ	「ストされる。着席位置は2桁
コードで表示される。最初の桁はアラビア数字で	で座席の列を示し、車両のフロ
ントからリアにカウントされる。第2の桁は大文	て字であり、車両の前方移動中
に見えるように列内の着席位置の場所を示す。下	「記の文字が使用される。

L=左

C=中央

R=右

		$K-\sqrt{1}$
2.		車両測定姿勢の説明 1. 基準マークの座標
	۷.	1. <u>条</u> 準マークの座標 X
		Y
		Z
3.		基準データのリスト
	3.	1. 着席位置
	3.	1.1. 「R」ポイントの座標
		X
		Y
		Z
	3.	1.2. 設計トルソ角
	3.	1.3. 座席調節の仕様*/
		水平
		垂直
		角度
		トルソ角
		<u>注</u> :3.2. 及び3.3. 等でその他の着席位置に関する基準データをリストすること

^{*/} 該当しないものは削除。

附則 5 牽引装置

図 1

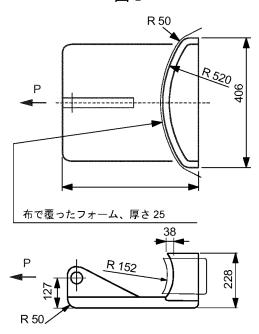
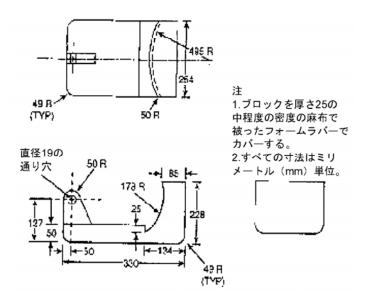
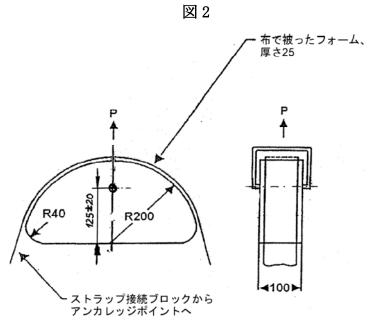


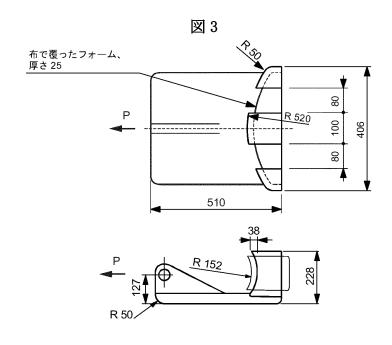
図 1a





すべての寸法はミリメートル (mm) 単位

ストラップを固定する際に、ショルダーベルト牽引装置は、引っ張り試験中にストラップが外れることのないようにするため2個のランドエッジ又は数個のボルトを追加して修正してもよい。



すべての寸法:mm 単位

附則 6 取付装置位置の最小数と下部取付装置の位置

	前向き着席位置				
車両カテゴリー		外側	中,	夬	後向き
	前席	その他	前席	その他	
M_1	3	3	3	3	2
$M_2 \leq 3.5 t$	3	3	3	3	2
$\mathrm{M_3}$ 及び $\mathrm{M_2}$ $>$ 3.5 t	3 ##	3 又は2 +	3 又は 2 +	3 又は 2 +	2
N_1	3	3 又は 2 **	3 又は 2 *	2	2
N ₂ 及び N ₃	3	2	3 又は 2 *	2	2

- 2: 自動車の構造に関する統合決議 (R. E. 3) 附則 13 付録 1 が要求する場合 には、型式 B の座席ベルト、又は型式 Br、Br3、Br4m、又は Br4Nm の座 席ベルトを取り付けることのできる下部取付装置 2 個
- 3: 自動車の構造に関する統合決議 (R. E. 3) 附則 13 付録 1 が要求する場合には、型式 A の 3 点座席ベルト、又は型式 Ar、 Ar4m 又は Ar4Nm の座席ベルトを取り付けることのできる下部取付装置 2 個及び上部取付装置 1 個
- **: 5.3.3 参照 (座席が通路の内側である場合には、2 個の取付装置が許可される。)
- *: 5.3.4 参照 (ウィンドスクリーンが基準区域外であれば、2 個の取付装置が許可される。)
- †: 5.3.5 参照(基準区域に何もなければ2個の取付装置が許可される。)
- ##: 5.3.7 参照 (自動車の上部デッキに関する特別規定)

附則6-付録1 下部取付装置の位置-角度要件のみ

座席		M_1	M ₁ 以外	
	バックル側(α ₂)	45° から 80°	30° から80°	
	バックル側以外(α_1)	30° から80°	30° から80°	
	角度一定	50° から 70°	50° から 70°	
	ベンチーバックル側 (α ₂)	45° から80°	20° から80°	
前席 */	ベンチーバックル側以外 (α ₁)	30° から80°	20° から80°	
	シートバックの角度<20° の調節できる座席	45° から 80° (α_2) $*/$ 20° から 80° (α_1)	20° から 80°	
後席#		30° から80°	20° から 80° Ψ	
折りたたみ	ベルト取付装置は不要。			
式	取付装置を取り付ける場合:前部及び後部の角度要件参照			

注:

#: 外側及び中央 */: 角度が一定でない場合には、5.4.2.1 参照 Ψ: M2 及び M3 車両の場合には 45° から 90°

附則 7

座席ベルト取付装置の静的強度試験に代わる動的試験

1. 適用範囲

本附則は、本規則 6.3 及び 6.4 に定めた座席ベルト取付装置の静的強度試験の代わりに行うことのできる動的スレッド試験について記述する。

本代案は、胸部負荷制限機能が結合している3点式座席ベルトを全着席位置に装備している座席群の場合に、その座席群が更に座席構造上に上部座席ベルト取付装置のある着席位置から成っている時に、自動車製作者の要望によって適用することができる。

2. 規定

2.1. 本附則の3に定める動的試験において、取付装置又はその周辺区域に破裂が生じないものとする。ただし、負荷リミッター装置の作動のために必要なプログラムされた破裂は許される。

本規則の 5.4.2.5 に定める有効下部取付装置用の最小間隔、及び本規則 5.4.3.6 に定めかつ該当する場合には下記 2.1.1 によって補完される有効な上部取付装置に関する要件を満足するものとする。

2.1.1. 総許容質量が 2.5t を超えないカテゴリーM₁ 車両の場合には、上部座席ベルト取付装置が、座席構造に取り付けられた時に、当該座席の R ポイントと C ポイントを通る横断面より前方に移動しないものとする(本規則附則 3 の図 1 参照)。

上記以外の自動車の場合には、上部座席ベルト取付装置は、座席の R ポイントを通り前方に 10° 傾いた横断面の前方に移動しないものとする。

- 2.2. このような装置を使用する車両においては、すべての座席の乗員が自動車を脱出することを可能とする変位及びロック装置は、試験後に手で操作できなければならない。
- 2.3. 自動車の取扱説明書には、各座席ベルトは当該着席位置用の認可済座席ベルトとだけ取り替えることができる旨の指示を記載し、特に負荷リミッターを装備した適当な座席ベルトだけを取り付けることのできる着席位置を識別するものとする。

3. 動的試験条件

3.1. 一般条件

本規則の6.1に記載した一般条件を本附則に記す試験に適用する。

- 3.2. 取り付けと準備
- 3.2.1. スレッド

スレッドは、試験後に恒常的な変形が生じないように製造しなければならない。スレッドは、衝突段階で、ずれが垂直面で5°、水平面で2°を超えないように誘導しなければならない。

3.2.2. 自動車の構造の固定

座席取付装置と座席ベルト取付装置に関する車両の剛性にとって不可欠と 考えられる自動車の構造部分は、本規則 6.2 に記した処理方法によってスレッド上に固定するものとする。

- 3.2.3. 拘束装置
- 3.2.3.1. 拘束装置(完成座席、座席ベルト一式、及び負荷リミッター装置)は、 量産車の規格に従って自動車の構造上に取り付けるものとする。

試験対象座席に面する車両環境(ダッシュボード、座席、等。試験する座席に応じて)を試験スレッド上に取り付けてもよい。フロントエアバッグがあれば、不作動にしなければならない。

- 3.2.3.2. 自動車製作者の要請があれば、試験を担当する技術機関の同意を得た上で、完成座席、座席ベルト一式、及び負荷リミッター装置以外の拘束装置の構成部品は、試験スレッド上に取り付けなくてもよく、又は堅さが同等以下で寸法が車両の内装備品の寸法内に収まる構成部品と取り替えてもよい。ただし、試験対象になる構成が座席及び座席ベルト取付装置にかかる力に関して量産品の構成と少なくとも同程度に不利な条件に置かれているものとする。
- 3.2.3.3. 座席は、試験を担当する技術機関が取付装置の強度に関して最も悪い 条件を生み、かつ車両へのダミーの取り付けと矛盾しないものとして選んだ 使用位置で、本規則 6.1.2 に要求されるように調節するものとする。
- 3.2.4. ダミー

附則 8 で寸法と質量を定義されているダミーを各座席上に置き、車両に備えつけた座席ベルトによって拘束する。 ダミーの計装は不必要である。

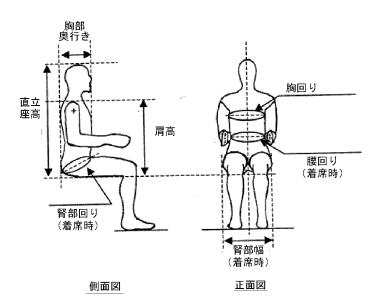
- 3.3. 試験
- 3.3.1. スレッドは、試験中にその速度変化が 50km/h 以上になるように推進するものとする。スレッドの減速度は協定規則第 16 号の附則 8 に定めた回廊内になるものとする。
- 3.3.2. 該当する場合には、追加拘束装置(予備負荷装置、等。エアバッグを除く)の作動を、自動車製作者の指示によって誘発する。
- 3.3.3. 座席ベルト取付装置の変位が、本附則 2.1 及び 2.1.1 に定める限度を超えていないことを確認するものとする。

附則8

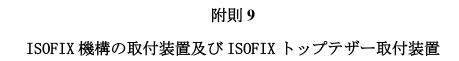
ダミーの仕様*/

質量	97.5 \pm 5 kg
直立座高	965 mm
臀部幅(着席時)	415 mm
臀部回り (着席時)	1200 mm
腰回り (着席時)	1080 mm
胸部奥行き	265 mm
胸回り	1130 mm
肩高	680 mm
全ての長さ寸法の公差	$\pm 5 \%$

注:寸法説明図を以下に示す。



^{*/} オーストラリア設計規則 (ADR) 4/03 及び連邦自動車安全基準 (FMVSS) No. 208 に記す装置は、同等とみなす。



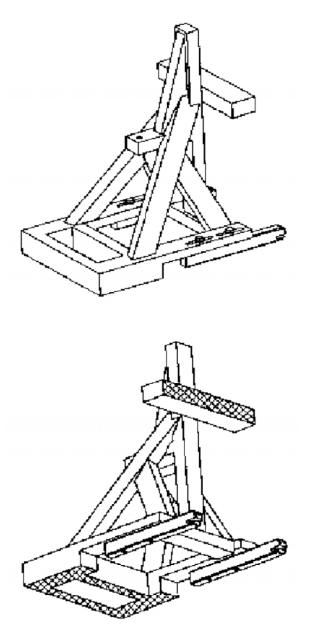
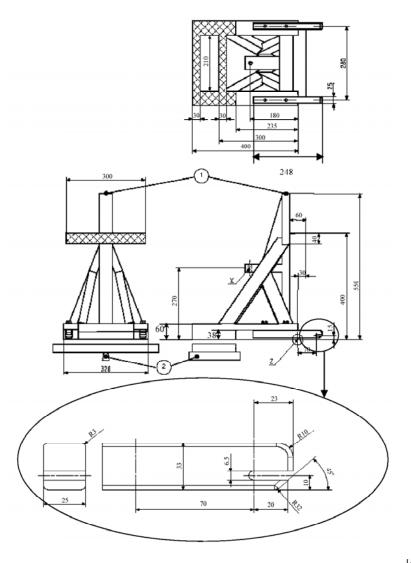


図1 スタティックフォースアプリケーション装置 (SFAD)、等角図



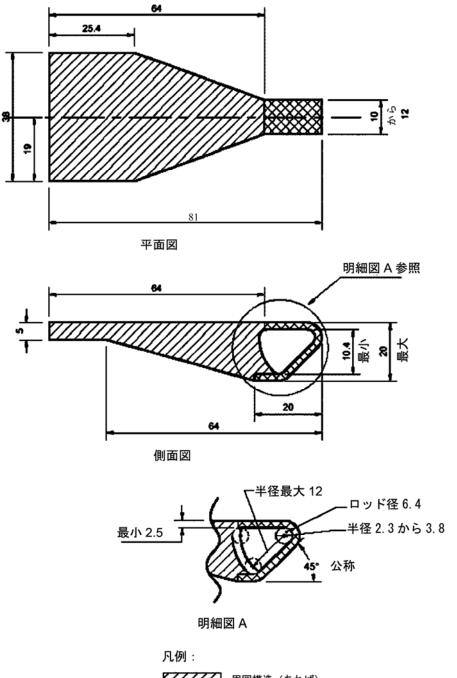
寸法単位は mm

記号説明

- 1. トップテザー取り付け点
- 2. 下記の剛性試験用ピボット取り付け

図2 スタティックフォースアプリケーション装置 (SFAD)、寸法

SFADの剛性:SFADの前部交差部材を剛性バーで支えて、そのバーをSFAD基部の25mm下の縦軸ピボットで中心に保ち(SFAD基部の湾曲及びねじれは認める)、剛性取付装置のバーに取り付けた時に、X点の移動が本規則6.6.4の表1に従って力を加えた場合に、どの方向でも2mmを超えないものとする。ISOFIX機構の取付装置のいかなる変形も測定値から除外すること。



周囲構造(あれば)

デザーストラップフックのインターフェース の輪郭全体が設置されるべき区域

寸法単位は mm

図3 ISOFIX トップテザーコネクター (フックタイプ) の寸法

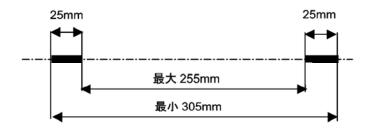
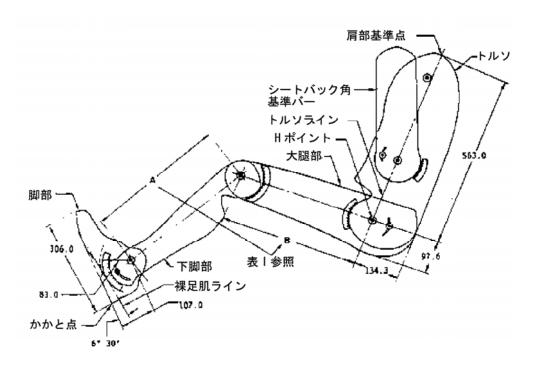
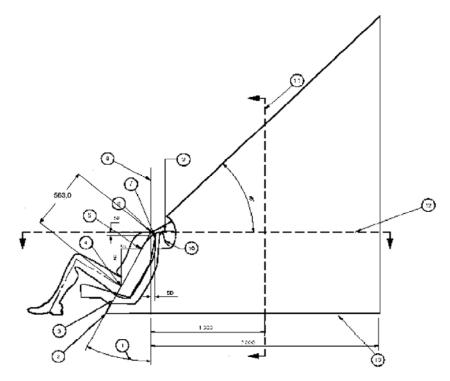


図4 下部取付装置ゾーン間の距離



注:寸法単位は mm

図5 2寸法テンプレート

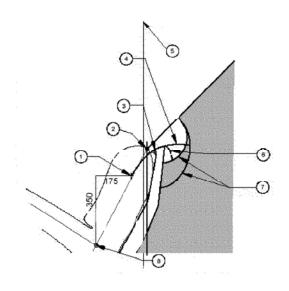


寸法単位は mm

- 1. バック角
- 2. トルソライン基準面とフロアパンの交線
- 3. トルソライン基準面
- 4. Hポイント
- 5. 「V」ポイント
- 6. 「R」ポイント
- 7. 「W」ポイント
- 8. 垂直縦断面
- 9. $\lceil V \mid$ ポイントからのストラップのラップアラウンド長: 250mm
- 10. 「W」ポイントからのストラップのラップアラウンド長:200mm
- 11. 「M」面の断面
- 12. 「R」面の断面
- 13. 規定ゾーン内の車両の特定フロアパン面を表す線
- 注1 トップテザー取付装置の、トップテザーフックと結合するように設計されている部分は、影のゾーン内に配置すること。
- 注2 「R」ポイント: 肩部基準点
- 注 3 「V」ポイント: V 基準点、H ポイントから垂直上方に 350mm、水平後方に 1 75mm
- 注 4 「W」ポイント: W 基準点、「R」ポイントから垂直下方に 50mm、水平後方に 50mm
- 注 5 「M」面: M 基準面、「R」ポイントから水平後方に 1,000mm
- 注 6 ゾーンの最前面は、ラップアラウンド線をゾーン前部の延長範囲全体にわたって引くことによって生じる。ラップアラウンド線は、代表的なトップテ

ザーストラップを CRS の上部 (W ポイント) か CRS の背面下部 (V ポイント) のいずれかから延ばした時の最小調節長にあたる。

図 6 ISOFIX トップテザー取付装置の位置、ISOFIX ゾーン - 側面図

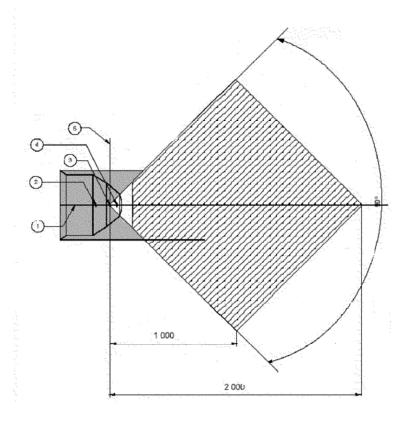


寸法単位は mm

記号説明

- 1. 「V」ポイント
- 2. 「R」ポイント
- 3. 「W」ポイント
- 4. 「V」ポイントからのストラップのラップアラウンド長:250mm
- 5. 垂直横断面
- 6. 「W」ポイントからのストラップのラップアラウンド長:200mm
- 7. ラップアラウンド長によって生じる弧
- 8. Hポイント
- 注1 トップテザー取付装置の、トップテザーフックと結合するように設計されている部分は、影のゾーン内に配置すること。
- 注2 「R」ポイント:肩部基準点
- 注 3 「V」ポイント: V 基準点、H ポイントから垂直上方に 350mm、水平後方に 1 75mm
- 注 4 「W」ポイント: W 基準点、「R」ポイントから垂直下方に 50mm、水平後方に 50mm
- 注 5 「M」面:M基準面、「R」ポイントから水平後方に 1,000mm
- 注 6 ゾーンの最前面は、ラップアラウンド線をゾーン前部の延長範囲全体にわたって引くことによって生じる。ラップアラウンド線は、代表的なトップテザーストラップを CRS の上部 (W ポイント)か CRS の背面下部 (V ポイント)のいずれかから延ばした時の最小調節長にあたる。

図7 ISOFIXトップテザー取付装置の位置、ISOFIXゾーン - ラップアラウンド エリアの拡大側面図

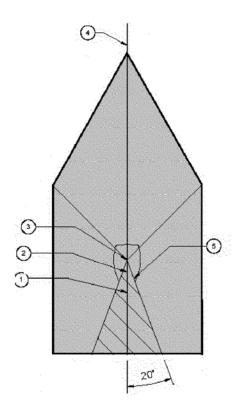


寸法単位は mm

記号説明

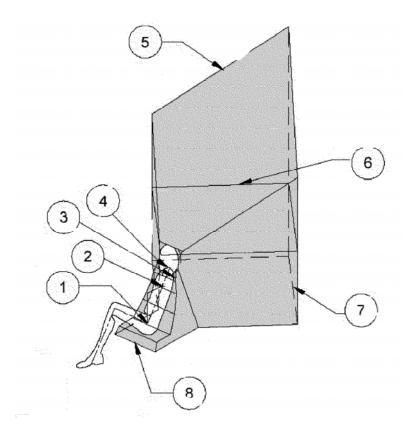
- 1. 中央面
- 2. 「V」ポイント
- 3. 「R」ポイント
- 4. 「W」ポイント
- 5. 垂直横断面
- 注1 トップテザー取付装置の、トップテザーフックと結合するように設計されている部分は、影のゾーン内に配置すること。
- 注2 「R」ポイント:肩部基準点
- 注 3 「V」ポイント: V 基準点、H ポイントから垂直上方に 350mm、水平後方に 1 75mm
- 注 4 「W」ポイント: W 基準点、「R」ポイントから垂直下方に 50mm、水平後方に 50mm

図8 ISOFIX トップテザー取付装置の位置、ISOFIX ゾーン - 平面図 (R面断面図)

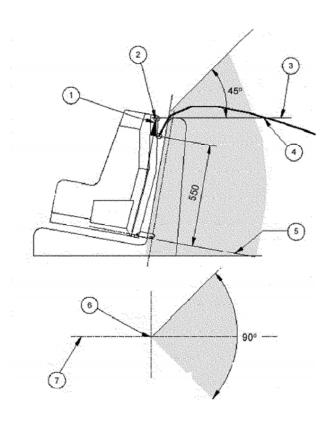


- 1. 「V」ポイント
- 2. 「W」ポイント
- 3. 「R」ポイント
- 4. 中央面
- 5. トルソ基準面に沿った領域図
- 注1 トップテザー取付装置の、トップテザーフックと結合するように設計されている部分は、影のゾーン内に配置すること。
- 注2 「R」ポイント:肩部基準点
- 注 3 「V」ポイント: V 基準点、H ポイントから垂直上方に 350mm、水平後方に 1 75mm
- 注 4 「W」ポイント: W 基準点、「R」ポイントから垂直下方に 50mm、水平後方に 50mm

図9 ISOFIXトップテザー取付装置の位置、ISOFIXゾーン - 正面図



- 1. Hポイント
- 「V」ポイント
- 「W」ポイント 「R」ポイント
- 4.
- 5. 45° 面
- 6. 「R」面の断面
- 7. フロアパン表面
- 8. ゾーン前端
- 注1 トップテザー取付装置の、トップテザーフックと結合するように設計され ている部分は、影のゾーン内に配置すること。
- 「R」ポイント:肩部基準点 注 2
- 図 10 ISOFIX トップテザー取付装置の位置、ISOFIX ゾーン 3 次元概略図



寸法単位は mm

- 1. CRF 垂直基準線
- トップテザー基準線
 水平線
- 器具からのトップテザーのラップアラウンド長:200から2,000mm 4.
- 5. CRF 水平基準線 6. テザー基準点
- CRF の中心線 7.

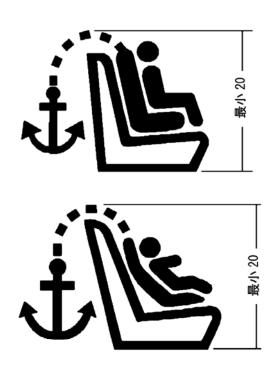
図 11 ISOFIX 幼児拘束具 (CRF) を使ってトップテザー取付装置の位置を決定する 代替方法、ISOFIX ゾーン - 側面図と平面図



注

- 図は比例尺度どおりではない。 1.
- 記号は投影図で示してもよい。
- 記号の色は製作者の選択による。

図 12 ISOFIX 下部取付装置の記号



注

- 1. 寸法基準は mm。 2. 図は比例尺度どおりではない。 3. 記号は色の対照、又は成形や浮き彫りの場合には十分な盛り上げることで、 明確に視認できるようにすること。

カバーの下にあるトップテザー取付装置の位置の識別に用いる記号 図 13